

【(小項目)1-2-2】

(2)返還金の回収強化

【評定】

B

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】

返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、総回収率(当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合)を中期目標期間中に82%以上にするを旨とし、以下の返還金の回収促進策を推進する。

また、毎年度、返還金の回収状況について、貸与規模や経済状況等の影響も含めた定量的な把握・分析を実施するとともに、返還促進方策の効果等を検証し、次年度の取組を効果的に行うために必要な改善を図る。

なお、上記総回収率については、奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、奨学金貸与事業の将来見通しを明らかにした上で、平成23年度までにその妥当性について検証し、延滞債権に対する新たな財政負担の増加を抑制する。

学校との連携強化

ア.返還誓約書の提出時期を早期化して、採用時とすることで、その提出を確実にするとともに、大学等と連携し在学期間中から奨学生としての自覚や卒業後の返還意識の徹底を図る。

イ.大学等に対して返還金回収方策について積極的な広報・周知を行い、協力を要請する。

ウ.大学等の返還説明会において、奨学生に対する返還の重要性に係る指導の徹底を図る。

エ.大学等における奨学生への指導の改善を促すため、延滞率の改善が進まない学校名の公表を行うとともに学校別内示数の算定における延滞率の比重を高める。

返還金回収の促進

ア.返還金の円滑な返還を促進するため、リレー口座(口座振替)加入時期の早期化を図り、新規返還開始者で95%以上、全体で80%以上とする。

イ.延滞を初期段階で解決するため、民間委託を活用しつつ、早期における督促の集中的実施を図る。

ウ.延滞状況の早期改善を図るため、法的処理の早期化を図る。

エ.延滞者の実態調査を実施し、その結果を回収強化施策へ反映させる。

オ.無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査を行うなど、住所調査のさらなる徹底を図る。

カ.延滞者の多重債務化の防止を図るため、個人信用情報機関を活用する。

キ.返還相談体制強化のため、コールセンターを開設し、応答率の改善を図るとともに、返還意思を有する者等からの相談等に適切に対応する。

大学等奨学金の延滞額の削減

大学・大学院等に係る平成19年度末の3ヶ月以上の延滞額を3年間で半減することを旨とし、返還金回収方策の強化を図ることにより、前年度比15%以上削減するよう努める。

H21	H22	H23	H24
B	B	B	B

実績報告書等 参照箇所

【事業報告書】

- 2 - (1)奨学金貸与事業 - 返還金の回収 (p.19 ~ 24)、

- 2 - (1)奨学金貸与事業 - 機関保証制度 (p.24 ~ 25)

機関保証制度の運用

ア. 機関保証制度について、大学等と連携し、学生等に対して適切に情報提供、周知を図り、機関保証選択者への返還意識の徹底を図るとともに、機関保証制度加入者への督促を強化する。

イ. 機関保証制度の運用においては、同制度に係る契約を遵守し、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。

ウ. 機関保証制度が円滑に機能するよう同制度の収支の健全性を確保するため、債務保証の収支、代位弁済・回収状況等を把握し、機関保証の妥当性を毎年度検証する。

高等学校奨学金の回収強化

旧日本育英会が実施していた高等学校に対する奨学金事業の返還金回収については、返還金の回収強化策を講じ、一層の回収努力に努める。

【インプット指標】

(中期目標期間)	H21	H22	H23	H24	H25
決算額(百万円)	3,304	3,850	4,138	4,221	
従事人員数(人)	174	192	204	207	

小項目 1-2-2、1-2-3、1-2-4、1-5-1 の合計を示す。

決算額は、当該項目の事業に係る物件費(返還金回収事務処理費等)及び人件費の合計額である。

評価基準

中期計画の達成に向けて、総回収率(当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合)を向上させることを目指し、新規返還者の回収率については95%を上回るよう努めつつ、以下の返還金の回収促進策を推進しているか。

・定量的指標(総回収率)

A 81.7%以上

B 81.3%以上 81.7%未満

C 81.3%未満

実績

総回収率

総回収率は82.1%となり目標の81.7%を上回るとともに第2期中期目標・計画も達成した。新規返還開始者等への啓発、延滞初期における督促や回収委託及び委託終了後速やかな法的処理により、当年度分の確実な回収に努めた。この結果、当年度分の回収率は95.6%となっている。

区分	総回収率	当年度分	延滞分
平成 21 年度	80.0%	94.1%	13.9%
平成 22 年度	80.6%	94.7%	14.6%
平成 23 年度	81.5%	95.2%	14.5%
平成 24 年度	82.1%	95.6%	13.8%

分析・評価

総回収率

【評定 9】 A

総回収率は 82.1%となり定量的指標である 81.7%を上回るとともに、第2期中期目標期間中の指標 82%も達成していることが評価できる。

(参考)全体の回収率

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	前年度比
要回収額	398,331 百万円	438,387 百万円	473,836 百万円	515,533 百万円	41,976 百万円増
回収金	318,615 百万円	363,235 百万円	386,214 百万円	423,033 百万円	36,819 百万円増
回収率	80.0%	80.6%	81.5%	82.1%	06ポイント増

前年度比は、平成 24 年度におけるものである。

・「「勧告の方向性」の指摘事項を反映した見直し案」(平成 18 年 12 月 24 日行政改革推進本部決定)
・「(回収業務について)抜本的な強化を図る必要があることから、民間有識者を含めた検討体制の下で、その原因分析を行い、かつ、効果的な回収方策を検討・策定し、その着実な実施を図る。」
・「日本学生支援機構の奨学金返還促進策について」(奨学金の返還促進に関する有識者会議(平成 20 年 6 月 10 日))
回収方策の見直し等の検討を進め、ここで取りまとめた報告書を踏まえ諸施策を実施。

(参考)繰上返還額を考慮した場合の回収率

前年度までに行われた繰上返還によって返還済となっている額及びこれを加えた回収率は以下のとおりである。

区分	平成23年度	平成24年度
繰上額	651億円	733億円
回収率	83.7%	84.3%

平成 23 年度以前の繰上返還額を当初の返還予定時期に分類し、各期に要返還額、返還額を配賦して積算した。

(参考) 割賦の区分別回収実績

返還期日が平成 24 年度である割賦を「当年度」とし、平成 23 年度以前の割賦について延滞年(月)で区分した場合の回収状況は次のとおり。

(単位: 千円) 平成23年度

割賦の区分(期首)	要回収額	回収額	回収率	平成23年度 回収率
8年以上延滞	17,867,507	1,246,191	7.0%	6.5%
1年以上8年未満	49,810,823	5,355,209	10.8%	11.4%
7年以上8年未満	3,579,924	325,330	9.1%	8.7%
6年以上7年未満	4,345,248	400,428	9.2%	8.8%
5年以上6年未満	5,229,428	506,563	9.7%	9.6%
4年以上5年未満	6,568,713	657,791	10.0%	10.7%
3年以上4年未満	8,001,323	883,308	11.0%	11.8%
2年以上3年未満	10,114,450	1,138,325	11.3%	12.6%
1年以上2年未満	11,971,737	1,443,464	12.1%	13.0%
1年未満	17,566,771	5,171,015	29.4%	30.0%
3年以上1年未満	11,330,854	2,133,381	18.8%	20.3%
3月未満	6,235,917	3,037,633	48.7%	48.2%
延滞計	85,245,100	11,772,414	13.8%	14.5%
当年度	430,288,226	411,260,944	95.6%	95.2%
総回収率	515,533,326	423,033,358	82.1%	81.5%

・定量的指標(新規返還者に係る回収率)

- A 95.0%以上
- B 94.4%以上 95.0%未満
- C 94.4%未満

新規返還者の回収率

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	前年度比
要回収額	18431 百万円	18836 百万円	19674 百万円	21,521 百万円	1,847 百万円増
回収金	17,693 百万円	18,165 百万円	19,018 百万円	20,831 百万円	1,814 百万円増
回収率	96.0%	96.4%	96.7%	96.8%	0.1 ポイント増

前年度比は、平成 24 年度におけるものである。

新規返還者に係る回収率

【評価 10】 A

新規返還者の回収率は 96.8%となり定量的指標 95%を上回るとともに、昨年度よりも 0.1 ポイント向上していることが評価できる。

外部有識者等で構成する委員会において、返還金の回収状況について、貸与規模や経済状況等の影響も考慮しつつ、定量的な把握・分析を実施するとともに、次年度の取組を効果的に行うため、返還促進方策の効果等を検証しているか。

また、前年度の検証結果に基づき必要な改善を図っているか。

平成 21 年度以降、外部有識者及び金融機関関係者等より構成される「返還促進策等検証委員会」において、返還促進策等の効果等の妥当性の検証を継続して行っており、平成 24 年度も、外部シンクタンクによる定量的な分析を依頼し、その結果等を参考に審議を行い、報告書を取りまとめた。また、平成 23 年度までの当該委員会の報告等を踏まえ、回収促進策を継続して実行するとともに、学校との連携により在学中からの返還意識の涵養及び在学猶予制度の周知を図った。あわせて、住所調査や督促に係る情報提供等についても、学校の協力の下で実施した。

平成 24 年度返還促進策等検証委員会報告書(概要)

返還促進方策の効果等の検証

1. 総回収率達成の見込み

総回収率は、平成 19 年度 79.2%であったが、その後年々改善され、平成 23 年度においては、目標値 81.3%のところ 0.2 ポイント上回る 81.5%となっている。改善の要因として、初期延滞者に対する返還施策等による延滞改善効果が上がっているためと考えられる。また、外部シンクタンクの分析によると、平成 25 年度末に目標値 82.0%以上を達成することは可能と見込まれる。

2. 現在の返還促進策の効果についての分析

(1) 返還促進策の効果

「奨学金の返還促進に関する有識者会議」(平成 20 年 6 月)において提言された返還促進策については、平成 24 年度の実施状況と回収状況を併せた検証により、取組の効果が確実に上がってきているものと評価できる。

(2) 具体的方策の検証

早期における督促の集中的実施、民間の債権回収会社への回収委託の推進により、回収効果が上がっている。また、個人信用情報機関の活用については、改めて延滞抑制の効果が確認された。法的処理は、「平成 24 年度法的処理実施計画」に基づいて確実に実施されている。

3. 延滞状況等の分析

(1) 延滞状況分析の結果

回収状況の把握・分析等の実施状況

【評定 11】 A

本年度も、外部有識者による検証委員会において返還に関する定量分析を行っており、今後の指標の在り方について検討し、適切と考えられる指標例を得たことが評価できる。

また、「独立行政法人日本学生支援機構の在り方に関する有識者検討会報告書」での指摘を踏まえ、「債権管理・回収等検証委員会」を設置していることが評価できる。

貸与終了事由が「満期」の者との比較において、「廃止」や「退学」の者の延滞率が高い。また、返還の割賦額が多くなると返還期限猶予を受けている割合が高くなるという関係が見られた。

(2) 初期延滞者と法的処理

初期延滞者に対する法的処理については、予告後の入金や猶予の申請状況から、延滞者に対応を促す効果は高いと判断される。貸与終了からの経過期間別の入金状況については、延滞 9 月に達した者に予告書を送付するという取組が平成 22 年度から始まったこともあり、継続して分析していくことが必要であると考え。

4. これからの返還促進策について(提言)

返還に関しては、延滞しない(させない)こと、延滞しても早期に解消する(解消を求める)こと、延滞者に対しては継続的に働きかけることを基本に、回収方法についても適用する順序を考慮する必要がある。

(1) 奨学生や返還者と機構・学校とのコミュニケーションの強化

貸与中は、返還意識の涵養等に加えて、返還をより具体的なものとして考えることができるよう、金銭に関するリテラシーの指導を盛り込むことが適当であると考えられる。また、機構や大学等の提供資料や説明会が学生に有効に利用されるよう、必要な工夫や改善を行うことが適当である。同様に、返還者に対する案内の内容を工夫することにより、制度や手続に関する周知を図ることが必要である。

(2) 返還しやすくするための工夫

減額返還の申請手続の簡素化や、インターネットを活用した繰上返還手続の簡素化・迅速化により、返還しやすい環境の整備に努めることが重要である。

(3) 奨学生や返還者に関する情報収集・更新と分析

継続願提出や返還督促等の機会を活かして、奨学生や返還者に係る情報を収集することにより、機構が必要とする情報を取得・更新することが重要である。また、引き続き返還者の属性分析を行い、分析結果を学校と共有して効果的な指導に活用する。

(4) 法的措置の強化

債務名義取得後返還のない連帯保証人等に対する強制執行手続を確実に実施することが必要である。

・回収(返還)状況に関する新しい指標の在り方(次期中期目標・中期計画に向けて)

次期中期計画を見据え、現在の「総回収率」という指標が機構の回収業務を評価する指標として妥当か等、今後の指標の在り方について検討した。平成 23 年度までの本委員会における検討結果、指標の意味及び備えるべき視点等を勘案し、適切と考えられる指標例は次のとおりである。

基本とする指標としては、当年度分の回収(返還)率(いかに新規の延滞を出さなかったかを示す)とする。

既延滞分については、当年度分とは別に延滞額又は回収(返還)額(どの程度減らしたか)を用いる。

繰上償還分については、前年度以前に行われた繰上分であるため参考として扱う。(評価に用いる指標とは違うもの。)

(参考)平成 24 年度返還促進策等検証委員会審議経過

- ・第 1 回 平成 24 年 12 月 3 日
- ・第 2 回 平成 25 年 1 月 28 日
- ・第 3 回 平成 25 年 2 月 25 日
- ・第 4 回 平成 25 年 3 月 18 日

「独立行政法人日本学生支援機構の在り方に関する有識者検討会報告書」(平成 24 年 9 月 12 日、文部科学省)において、「債権管理・回収等の業務については第三者機関である債権回収検証委員会(仮称)を設置し、回収の適切性等について外部からチェックしながら奨学金事業を運営することが必要である」旨が指摘された。

これを踏まえ、「返還促進策等検証委員会」を発展的に解消し、奨学金事業の健全性を確保するため、債権回収の適切性等を検証するとともに必要な改善策等を検討することを目的として、新たに「債権管理・回収等検証委員会」を設置した。(平成 25 年 3 月)

「独立行政法人日本学生支援機構の在り方に関する有識者検討会報告書」(平成 24 年 9 月 12 日、文部科学省)

「債権管理・回収等の業務については第三者機関である債権回収検証委員会(仮称)を設置し、回収の適切性等について外部からチェックしながら奨学金事業を運営することが必要である」

学校との連携強化

ア.平成 22 年度採用者から提出時期を採用時とした返還誓約書について、引き続きその提出を確実にするとともに、大学等と連携し在学期間中から奨学生としての自覚や卒業後の返還意識の徹底を図っているか。

返還誓約書の確実な徴取のための取組

返還誓約書を確実に徴取するために、採用後 6 月経過しても返還誓約書未提出である者の奨学金の振込を、一括保留する措置を講じた。

返還誓約書の受付・点検等の業務については、効率性を維持するため、引き続き外部委託により実施した。

また、審査期間を短縮するため、外部委託の仕様書の変更について検討した。

さらに、学校と連携して以下の取組を実施した。

未提出者への督促を強化し、提出のない者については廃止の措置を取った。

学校からの延滞者へのお知らせの取組を行うこととし、奨学業務連絡協議会で説明した。

返還意識の徹底のための取組

(1)一般社団法人国立大学協会(平成 24 年 11 月)、一般社団法人公立大学協会(平成 24 年 5 月)、一般社団法人日本私立大学連盟(平成 25 年 3 月)及び日本私立大学協会(平成 25 年 3 月)、全国学校法人立専門学校協会(平成 24 年 6 月)のそれぞれの総会に機構理事長又は奨学金事業担当理事もしくは奨学事業本部長が出席し、奨学金の現状を説明した。

また、各大学の卒業生の回収率等の情報を提供するとともに、学籍管理の徹底、適格認定の適切な実施、返還に関する学生への指導の充実等に関する協力を要請した。

毎年度実施している一般社団法人日本私立大学連盟(平成 24 年 7 月、12 月)及び日本私立大学協会(平成 24 年 4 月)との意見交換会を引き続き実施した。

(2)在学猶予制度の周知を強化するため、各学校宛に「在学猶予データのダウンロードについて」(平成 24 年 8 月)及び「在学届の提出について(依

学校との連携の実施状況

【評定 12】 A

返還誓約書の確実な徴取や学生等の返還意識の向上に向けて学校との連携強化に努めるとともに、学校向けの研修会や奨学業務連絡協議会を引き続き開催し、学校担当者の返還の重要性への理解に努めていることが評価できる。

頼)」(平成25年3月)を送付した。これにより、学校と連携し在学生への在学猶予制度の周知の徹底を図った。

(3)各学長・校長宛に機構理事長から「奨学金の貸与等の実績について(報告)」を通知し、学籍管理や返還指導の徹底を依頼した。(平成25年1月)

その他学校との連携強化のための取組

学校事務担当者(初任者)採用業務研修会の実施(評定7再掲)

各学校における奨学金採用事務の実施時期に合わせ、平成25年度奨学生採用業務に特化した研修会を開催した。本研修会においては、採用事務に関する留意事項等と併せて在学期間中の学生に対する返還指導の重要性についても説明した。

開催地	日程	出席校数	出席人数
東京	3月13日	196校	206名
	3月14日	148校	166名
大阪	3月8日	228校	246名
計		572校	618名

イ.大学等の教職員に対して、奨学金の返還の重要性や返還金回収方策を理解してもらうため、メールマガジン等の活用や業務連絡協議会、初任者研修会等の場において返還金回収方策についての広報・周知を図り、一層の協力を要請しているか。

返還金回収方策の広報・周知

学校担当者用ホームページに返還説明会、奨学業務連絡協議会、初任者研修会、採用業務研修会等の各資料や卒業後の手続方法等を掲載するとともに、事務連絡用メールを活用することにより、奨学金返還の重要性について学校担当者への周知を図った。

また、各学校宛に、「奨学金の返還延滞の防止について(依頼)」を平成24年7月に送付したほか、奨学金の返還に関して適宜通知することにより、返還について一層の協力を要請した。

なお、「奨学金の返還延滞の防止について(依頼)」については、過去5年以内の自校の貸与終了者に係る平成23年度末時点における延滞率・延滞者数等を参考として提示した。

奨学業務連絡協議会の実施状況

平成 25 年 2 月に、奨学業務連絡協議会を開催し、大学等の奨学金担当者に対して、平成 25 年度の奨学事務に関する方針、予算、採用計画及び制度、事務処理の変更点に加え、貸与時の取扱いに関する改善・見直し、返還金回収促進のための具体的方策を説明した。

学校所在地区	平成24年度出席状況				平成24年度出席状況(専修学校以外)			
	対象校	出席校	出席率	23年度出席率	対象校	出席校	出席率	23年度出席率
北海道	207校	134校	64.7%	56.7%	56校	47校	83.9%	73.7%
東北	254校	171校	67.3%	64.6%	82校	71校	86.6%	80.5%
関東・甲信越	1,329校	839校	63.1%	60.6%	423校	366校	86.5%	85.5%
東海・北陸	540校	317校	58.7%	63.1%	165校	140校	84.8%	83.6%
近畿	620校	433校	69.8%	70.9%	223校	199校	89.2%	88.4%
中国・四国	384校	217校	56.5%	58.1%	116校	109校	94.0%	85.5%
九州・沖縄	499校	295校	59.1%	58.6%	130校	116校	89.2%	87.8%
合計	3,833校	2,406校	62.8%	62.2%	1,195校	1,048校	87.7%	85.1%

注) 学校所在地の地区別に集計し、同一校の複数の担当者が出席している場合は、一校としてカウントしている。

中国・四国地区の開催場所について、交通事情も考慮して広島県から岡山県に変更した結果、専修学校以外の学種の出席率が向上した。

学校事務担当者(初任者)研修会〔評定7再掲〕

各学校において、平成 24 年 4 月以降新たに奨学金事務担当となった者を主な対象とし、平成 23 年度実施の 3 地区に仙台を追加して開催した。本研修会においては、事務処理等に係る説明を行うとともに、奨学生としての自覚の強化や返還意識の涵養を図ることについて依頼した。

開催地	日程	出席校数	出席人数
仙台	8月22日	68校	83名
東京	8月10日	215校	238名
	8月20日	211校	235名
大阪	8月27日	180校	191名
	8月28日	139校	153名
福岡	8月2日	118校	139名
計		931校	1,039名

<参考>平成23年度

開催地	日程	出席状況	出席人数
東京	8月9日	159校	174名
	8月10日	106校	112名
	8月11日	100校	105名
大阪	8月25日	126校	136名
	8月26日	182校	194名
福岡	8月12日	103校	112名
計		776校	833名

ウ.大学等の返還説明会においては、説明者用マニュアルを活用し、返還の重要性や返還中の諸手続きに係る指導の徹底を図っているか。また、機構職員の派遣については、適切な対象校を選定するための基準等に基づき実施しているか。

返還説明会用マニュアル等の充実

返還説明会において、返還説明会用マニュアル及び「返還を始める皆さんへ」(DVD)を活用するよう各学校に依頼し(平成24年9月)、奨学生に対する返還中の手続きや返還の重要性の周知を図った。

なお、当該DVDは、返還開始予定者等が閲覧できるよう機構ホームページに引き続き掲載した。

返還説明会への機構職員の派遣

返還説明会への機構職員の派遣に当たっては、延滞率・延滞件数・返還誓約書未提出件数を指標として派遣先を選定しており、平成24年度は、延滞率について平成23年度よりも厳格な数値基準を設定した。

(延滞率の基準 : 平成23年度 11.5% 平成24年度 11.0%)

平成23年度	平成24年度	前年度比
296校(延べ354名)	297校(延べ371名)	1校増

エ.学校別内示数においては、延滞率の比重を高めた算定方法により適正な配分を行うとともに、延滞率の改善が進まない学校名の公表については、引き続き実施の内容等について文部科学省と協議の上、検討を行っているか。

平成24年度の学校別内示数については、平成23年度に引き続き、大学等第一種奨学金及び第二種奨学金において延滞率の比重を高めた積算方法(第一種30%、第二種20%)により各学校へ配分した。

延滞率の改善が進まない学校名の公表について

公表の在り方等について文部科学省と調整を継続して行った。

「独立行政法人日本学生支援機構の奨学金事業運営の在り方に関する有識者による検証意見まとめ」(平成22年9月)

「奨学生に貸与指導を行っている大学等の指導の在り方が延滞率に影響を与えている側面も鑑み、学校毎の延滞率を公表することについて、文部科学省を始めとする関係者とさらに検討・調整することが必要である。」

<p>返還金回収の促進</p> <p>ア.平成25年3月満期者についても引き続きリレー口座加入時期を12月末とし、リレー口座加入率については、新規返還開始者で95%以上、全体で80%以上となっているか。</p> <p>・定量的指標(新規返還開始者のリレー口座加入率)</p> <p>A 95.0%以上 B 94.4%以上 95.0%未満 C 94.4%未満</p>	<p>新規返還開始者に係るリレー口座加入率</p> <p>平成25年3月満期者についても引き続きリレー口座加入時期を12月末とした。</p> <p>新規返還者に係るリレー口座加入率は次のとおりであった。</p> <table border="1" data-bbox="689 287 1438 526"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合</td> <td>100.0%</td> <td>99.8%</td> <td>99.8%</td> <td>99.8%</td> </tr> <tr> <td>無利子</td> <td>100.0%</td> <td>99.9%</td> <td>99.9%</td> <td>99.9%</td> </tr> <tr> <td>有利子</td> <td>100.0%</td> <td>99.8%</td> <td>99.8%</td> <td>99.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成25年3月満期者については、平成25年1月、2月に口座未加入者リストを作成し、学校に対して口座未加入者への個別指導を依頼し、リレー口座加入の徹底に努めた。</p>	区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	総合	100.0%	99.8%	99.8%	99.8%	無利子	100.0%	99.9%	99.9%	99.9%	有利子	100.0%	99.8%	99.8%	99.8%	<p>新規返還開始者のリレー口座加入率</p> <p>【評定13】 A</p> <p>リレー口座未加入者のリストを作成し各学校に個別指導を依頼する等、学校側と連携して加入率向上に努めており、新規返還者のリレー口座加入率が目標の95%に対して99.8%と高く維持されていることが評価できる。</p>
区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度																		
総合	100.0%	99.8%	99.8%	99.8%																		
無利子	100.0%	99.9%	99.9%	99.9%																		
有利子	100.0%	99.8%	99.8%	99.8%																		
<p>・定量的指標(全体のリレー口座加入率)</p> <p>A 80.0%以上 B 79.0%以上 80.0%未満 C 79.0%未満</p>	<p>返還者全体に係るリレー口座加入率</p> <p>全体のリレー口座加入率は次のとおりであった。</p> <table border="1" data-bbox="663 890 1413 1129"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合</td> <td>93.0%</td> <td>94.4%</td> <td>95.7%</td> <td>96.5%</td> </tr> <tr> <td>無利子</td> <td>91.1%</td> <td>92.8%</td> <td>94.5%</td> <td>95.6%</td> </tr> <tr> <td>有利子</td> <td>94.9%</td> <td>95.9%</td> <td>96.7%</td> <td>97.2%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	総合	93.0%	94.4%	95.7%	96.5%	無利子	91.1%	92.8%	94.5%	95.6%	有利子	94.9%	95.9%	96.7%	97.2%	<p>全体のリレー口座加入率</p> <p>【評定14】 A</p> <p>返還者全体のリレー口座加入率は96.5%となり定量的指標80%を大きく上回るとともに、昨年度よりも0.8ポイント向上していることが評価できる。</p>
区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度																		
総合	93.0%	94.4%	95.7%	96.5%																		
無利子	91.1%	92.8%	94.5%	95.6%																		
有利子	94.9%	95.9%	96.7%	97.2%																		
<p>イ.原則として、延滞4ヶ月となった初期延滞債権について、回収業務をサービサーに委託する(期間は約5ヶ月間)。回収委託の結果、延滞解消又は法的処理等に移行しないものについては、引き続き回収業務を委託しているか。</p>	<p>初期延滞債権に対する回収委託について早期における督促の集中的実施を図るため、延滞者のうち振替不能4回目(延滞3ヶ月以上)となった初期延滞者に係る回収業務について、サービサーに委託した。</p> <p>また、一部入金があってもなお延滞解消しない者について、外部委託による回収委託を継続して実施した。(8,400件)</p> <p>■平成21年度予算執行調査(平成21年7月3日財務省主計局)における「初期延滞の督促強化を図るべき」との指摘を受け督促強化を行った。</p>	<p>早期における督促の実施状況</p> <p>【評定15】 A</p> <p>東日本大震災の被災者への配慮を行いつつ、外部委託による督促・回収業務を適切に実施していることが評価できる。</p>																				

初期延滞債権の回収委託実施状況は以下のとおり。(平成 25 年 3 月末現在)

実施期間	委託件数	請求金額	回収件数	回収金額	猶予件数	合計
平成24年4月～ 25年3月	75,000件	5,771,804千円	32,807件 (43.7%)	1,901,698千円 (32.9%)	4,403件 (5.9%)	37,210件 (49.6%)

件数は、債権数である。

「請求金額」とは、当初委託請求金額に毎月の増減額を加算した委託期間中の請求金額の合計である。

「回収金額」とは、債権回収会社に入金された金額の合計であり、委託期間中に直接機構に入金された金額は含まない。

「回収金額」は、債権回収会社に委託した金額を上限として算出しているため、委託した金額以上の入金は含まない。

(東日本大震災への対応)

回収委託中の者で東日本大震災の災害救助法適用地域住所の本人宛に、機構名で猶予願記入例を同封して通知を発送した。(4,514 件)

上記のうち東北3県の沿岸部及び原発被災地を除いた地域の状況確認を実施し適宜対応した。

平成 24 年度督促架電の状況

回収委託実施前に延滞を解消することを目指し、振替不能1回目から3回目までの者に対して、外部委託により督促架電を実施した。

年度	平成23年度	平成24年度
架電件数	1,276,023件	1,301,666件

件数は、債権数である。

(東日本大震災への対応)

登録住所が東日本大震災における被災地域(東北3県の沿岸部及び原発被災地を除いた地域)となっている者については、電話による状況確認を実施し、確認後、適宜対応した。

ウ.一部入金のあった者等を除き、原則として延滞9ヶ月以上の者に対して法的処理を行っているか。また、中・長期延滞債権についても外部委託による回収を適切に活用しつつ計画的に法的処理を行っているか。

法的処理の実施

法的処理については、平成24年度の法的処理の対象や処理計画件数等を定めた「平成24年度法的処理実施計画」を策定し、これに基づき計画的に実施した。また、支払督促申立については、「延滞債権に係る法的処理の方針について」に基づき、返還者本人が住所不明等のため法的処理の条件が整わない場合には、連帯保証人又は保証人に対して法的処理を実施した。

(1)初期延滞債権

平成22年2月から、振替不能回数4回目となり延滞3ヶ月以上となった者に対して順次回収委託業務を実施している。当初委託期間中(5ヶ月間)に滞納解消せず、入金のあるものについては引き続き回収委託業務を行った。原則としてこれらの取組によってもなお延滞9ヶ月以上となった者に対して、順次「支払督促申立予告」から法的処理を実施した。

「日本学生支援機構の奨学金返還促進策について」(平成20年6月10日奨学金の返還促進に関する有識者会議)及び「規制改革推進のための第3次答申」(平成20年12月22日規制改革会議)における法的処理の早期化に係る指摘を受け実施した。

(2)中・長期延滞債権の回収委託と連携した取組

中・長期延滞債権については、延滞3年以上8年未満かつ6月以内入金無し債権について回収委託業務を実施し、当初委託期間中に滞納解消せず、入金のあるものについては委託を継続実施し、応答がなく延滞7年半以上(回収委託後入金なし)となったものを対象に法的処理を実施した。

また、上記以外に、時効の中断に向け、平成23年度に実施した延滞8年以上かつ8年以上入金のないものから、延滞7年半以上かつ7年半以上入金の無いものへと法的処理を早期化するとともに、未入金期間が短期間のものについても返還を促すため、延滞10年以上かつ5年以上入金が無いものについて法的処理を実施した。

中長期延滞債権の回収委託実施状況については、次のとおり。

法的処理の実施状況

【評定16】 A

平成24年度法的処理実施計画を策定し、これに基づいて適切に処理を行っていることが評価できる。

また、東日本大震災の被災地居住者に対しては、状況確認を行いながら配慮ある対応をしていることが評価できる。

委託時延滞 3 年以上 8 年未満の回収委託(被災地状況確認対象者 980 件)

実施期間	委託件数	請求金額	回収件数	回収金額	猶予件数	合計
平成24年2月 ~平成25年2月	14,423件	11,650,344千円	5,231件 (36.3%)	867,330千円 (7.4%)	536件 (3.7%)	5,767件 (40.0%)

委託時延滞 3 年以上 8 年未満の回収委託(被災地状況確認対象者 370 件)

実施期間	委託件数	請求金額	回収件数	回収金額	猶予件数	合計
平成24年8月 ~平成26年2月	10,584件	6,783,389千円	3,552件 (33.6%)	438,414千円 (6.5%)	369件 (3.5%)	3,921件 (37.0%)

委託時延滞 3 年以上 8 年未満の回収委託(被災地状況確認対象者 293 件)

実施期間	委託件数	請求金額	回収件数	回収金額	猶予件数	合計
平成25年2月 ~平成26年2月	8,802件	5,771,382千円	559件 (6.4%)	61,299千円 (1.1%)	103件 (1.2%)	662件 (7.5%)

委託継続分

実施期間	委託件数	請求金額	回収件数	回収金額
平成24年3月 ~平成25年2月	8,514件	6,639,121千円	7,113件 (83.5%)	845,782千円 (12.7%)

件数は、債権数である。

「請求金額」とは、当初委託請求金額に毎月の増減額を加算した委託期間中の請求金額の合計である。

「回収金額」とは、債権回収会社に入金された金額の合計であり、委託期間中に直接機構に入金された金額は含まない。

「回収金額」は、債権回収会社に委託した金額を上限として算出しているため、委託した金額以上の入金は含まない。

(東日本大震災への対応)

サービサーが自主規制で発送できなかった回収委託中の者で東日本大震災の災害救助法適用地域住所の本人宛に、機構名で猶予願記入例を同封して通知を発送した。(663 件)

上記のうち東北3県の沿岸部及び原発被災地を除いた地域の状況確認を

実施し適宜対応した。

(3)法的処理実施状況

平成 24 年度においては「支払督促申立」を 9,583 件実施した。

うち連帯保証人に対する「支払督促申立」は 1,427 件であった。

	平成23年度	平成24年度	前年度比
支払督促申立予告	12,426件	13,965件	12.4%増
支払督促申立	10,005件	9,583件	4.2%減
仮執行宣言付支払督促申立	2,754件	2,459件	10.7%減
強制執行予告	3,683件	3,147件	14.6%減
強制執行申立	355件	457件	28.7%増
強制執行	135件	326件	141.5%増
和解	4,960件	5,672件	14.4%増

件数は、債権数である。

平成 24 年度支払督促申立予告処理の実施結果

区 分	件 数	率
応答があったもの(入金・猶予等)	6,268件	44.9%
対応中(支払督促申立準備中等)	4,168件	29.8%
支払督促申立実施	3,529件	25.3%
実施総数	13,965件	100.0%

(注)支払督促申立予告については、平成 24 年度(平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月)毎月発送した。

エ. 延滞者の実態調査については、延滞事由などその結果について分析を行い、回収強化施策へ効果的に反映させているか。

延滞者の実態調査の実施

平成 23 年度にアンケート調査の方法を改善し、平成 24 年度においても平成 23 年度同様、延滞 3 ヶ月以上の者に請求書とは別途単独で、アンケート用紙を 20,000 件発送し、記名式で実施した(平成 24 年 12 月)。期日までに回答のないものについて督促を行った。これらの結果、アンケートの回収率は平成 23 年度と同水準の 20.1%を維持した。

平成 24 年度実施分については、平成 25 年度中の公表に向け集計等を実施しているところである。なお、平成 23 年度実施分については、集計・分析結果をホームページに公表した。(平成 25 年 2 月公表)

	平成23年度	平成24年度
対象者	19,120件	19,301件
回答者	4,163件	3,873件
回答率	21.8%	20.1%

(注 1) 調査対象者の設定方法は次のとおり

【平成 24 年度】

平成 24 年 10 月返還月次処理後、3 ヶ月以上延滞している者の中から、延滞期間に応じて層別抽出を行い、調査票を発送した。

(対象件数) (発送件数) (住所不明等により返送された件数)
19,301 件 = 20,000 件 - 699 件

(注 2) 平成 22 年度の回収率は 4.4%であった。

回収強化策への反映

延滞者の中には返還期限猶予制度を知らない者もいることから、前年度に引き続き各学校に対して、各種通知文を送付し、在学猶予手続きの周知徹底を依頼した。(平成 24 年 7 月、平成 25 年 1 月)

また、各学校に対して在学猶予中の者のデータ提供を開始し、返還説明会に参加させること等指導の強化を依頼した。(平成 24 年 8 月)

延滞者の実態調査の実施状況

【評定 17】 A

延滞者に対して記名式のアンケート調査を実施し実態の把握に努めるとともに、アンケート調査をもとに回収の強化を図っていることが評価できる。

オ・無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査の一層の徹底を図っているか。

役場照会の迅速化

(1)平成 24 年度も引続き、役場への住所照会業務の外部委託を実施した。平成 23 年度に比較し約 3 万 5 千件増の住所調査を行うことにより、住所不明者に対する追跡調査の一層の徹底を図った。

(2)各学校に卒業生の住所情報の提供が可能であるか照会し、可能と回答のあった学校から年 3 回必要な卒業生の住所情報の提供を受けて調査を行い、判明した新住所を登録した。

「学資金貸与事業における割賦金の回収及び返還期限猶予に関する指導に必要となる債務者住所の把握について」(平成 21 年 10 月 23 日会計検査院)の改善処置要求
・住所不明者を直ちに調査する体制及び債務者の出身大学等との連携強化を図るなどの体制整備等
機構において大学等との連携について試行的取組を実施(平成 22 年度)

(3)役場照会による住所調査の実施結果が「該当者無し」であったものについては、それらの者の電話番号情報を全国の固定・携帯電話履歴データを保持する業者に照会した。その結果が「移転先電話番号判明」、「電話番号変更履歴無し」であった者のうち、住所状態が変わらず返戻となっている者(1,688 件)について、電話連絡したところ、715 件の住所が判明した。

(参考)住所不明数については以下のとおりであった。

年度	平成23年度末	平成24年度末	前年度比
住所不明数	31,222名	33,942名	2,720名増

(注)「住所不明」とは、機構からの発送物が返戻となった後、新しい(正しい)住所が判明・登録されるまでの状態である。

住所調査の実施状況

【評定 18】 A

平成 23 年度に比較し約 3 万 5 千件増の住所調査を行うなど、住所不明者に対する追跡調査の一層の徹底を図っていることが評価できる。

一方、住所不明数は昨年度より増加しており、一層の追跡調査の努力が望まれる。

カ. 対象となる延滞者の延滞情報について、個人信用情報機関への登録を行っているか。

個人信用情報機関への登録対象となる延滞者に対しては、複数回の文書送付(延べ 398 千通)及び電話連絡により、このまま延滞状態が継続することによって登録されることの注意喚起を行うとともに返還期限猶予の制度を周知することによって初期延滞の抑制を図った。
文書送付や架電による注意喚起を行っても返還期限猶予の願出等がないまま延滞が3ヶ月以上となった者については、平成22年4月から個人信用情報機関への登録を開始し、平成24年度は9,871件の情報を登録した。

個人信用情報機関の活用状況

	登録件数
平成22年度	4,469件
平成23年度	6,908件
平成24年度	9,871件

(注)登録件数は債権数であり人員ではない。

キ. 返還相談体制強化のために設置したコールセンターを適切に運営し、返還意思を有する者等からの相談等に適切に対応しているか。

コールセンターの運用
民間委託によるコールセンターを適切に運営するため、引き続き、受託業者と適宜情報交換しながら、オペレータ向けマニュアルを更新させ、内容を充実させた。
また、文書発送時等の繁忙期にはオペレータを増員する等、適時適正な人員を確保し、返還者からの相談等に適切に対応できるよう体制を整備した。
これら受託業者との緊密な連携により応答状況が一層改善された。
平成24年度の着信数が前年度と比較して減少していることについては、ホームページの情報提供の充実、スカラネット・パーソナルの機能拡張(住所変更処理等)、返還期限猶予願不備返送の減少等の結果であると考えられる。

(単位:件)

区分	平成23年度	平成24年度
着信数	755,382	731,818
応答数	679,390	672,111
応答率	89.9%	91.8%

(備考)応答率 = 応答数 ÷ 着信数

個人信用情報機関の活用状況

【評定19】 A

複数回の十分な注意喚起を行った上で、対象となる延滞者を個人信用情報機関に登録し、延滞の抑止や多重債務の防止を図っていることが評価できる。

返還相談への対応状況

【評定20】 A

オペレータ向けマニュアルの更新や繁忙期のオペレータ増員等、コールセンターの業務改善を行うことで、応答率が昨年度よりも向上し91.8%となったことが評価できる。
また、満足度調査においても良好な評価を得ていることが評価できる。

また、平成 25 年 2 月～3 月に受託業者が実施した満足度調査の結果は、
 応対満足度において 5 点満点評価で 5 点が 75.8%、4 点が 17.4%であり
 概ね良好な評価を得ることができた。

大学・大学院等に係る平成 19 年度末の 3 ヶ月以上延滞額の削減状況

【評定 21】 B

延滞額は、昨年度の 265 億円から 240 億円に減少したものの、平成 23 年度までに達成すべき目標である 221 億円には達していない。

一方で、着実に削減額も削減率も増加しており、回収強化の努力が効果を上げていると評価できる。

引き続き、延滞額の削減を図っていくことが望まれる。

大学等奨学金の延滞額の削減
 大学・大学院等に係る平成 19 年度末の 3 ヶ月以上の延滞額について、返還金回収方策の強化を図ること等により、引き続き削減に努めているか。

【参考】中期目標(抜粋)
 (2)返還金の回収強化
 (略)大学・大学院等に係る平成 19 年度末の 3 ヶ月以上の延滞額を 3 年間で半減することを目指し、返還金回収方策の強化を図る(略)

大学・大学院等に係る平成 19 年度末の 3 ヶ月以上延滞額の削減状況
 回収委託等により、引き続き返還金回収方策の強化等を図った結果、平成 19 年度から 218 億円(47.6%)を削減した。

委託対象	実施期間	平成19年度末時点延滞状態	委託件数
延滞3年以上8年未満 (6ヶ月以上入金のない者)	平成24年2月 ～平成25年2月	延滞4年未満等	14,423件
延滞3年以上8年未満 (6ヶ月以上入金のない者)	平成24年8月 ～平成26年2月	延滞3年半未満等	10,584件
延滞3年以上8年未満 (6ヶ月以上入金のない者)	平成25年2月 ～平成26年2月	延滞3年未満等	8,802件

(注)委託件数は平成 24 年度に委託した件数である。

区分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
19年度末延滞額	計画	458億円	399億円	336億円	272億円	221億円
	実績	458億円	380億円	338億円	304億円	265億円
年間削減額	計画	-	59億円	63億円	64億円	51億円
	実績	-	78億円	42億円	34億円	39億円
年間削減率	計画	-	12.9%	15.8%	19.0%	18.8%
	実績	-	17.0%	11.1%	10.1%	12.8%

区分	平成19年度	平成24年度
19年度末3ヶ月延滞額	458億円	240億円
対19年度削減額	-	218億円
対19年度削減率	-	47.6%

平成 19 年度末の延滞期間別に見た延滞額の構成は、延滞 3 年以上が 7 割以上を占め、特に延滞 8 年以上が約 4 割を占めていた。しかし、平成 24 年度末には、7 割を占めるのが延滞 5 年以上、約 4 割を占めているのが延滞 10 年以上という状況となり、延滞が長期のものは引き続き残っているが、延滞年数の短いものについては延滞が解消されており改善している。

平成19年度末 延滞区分	平成19年度末		平成24年度末		平成19年度末 延滞額(累計)	平成24年度末 延滞額(累計)	延滞額累計 削減率 (対平成19年度) 5割以上削減
	延滞額	構成率	延滞額	構成率			
延滞1年未満	37億円	8.0%	3億円	1.1%	37億円	3億円	92.8%
延滞1年以上2年未満	41億円	9.0%	9億円	3.8%	78億円	12億円	85.0%
延滞2年以上3年未満	42億円	7割以上 9.1%	15億円	6.1%	120億円	26億円	78.0%
延滞3年以上4年未満	38億円	8.3%	19億円	7.7%	158億円	45億円	71.5%
延滞4年以上5年未満	38億円	8.3%	21億円	7割以上 8.5%	195億円	65億円	66.6%
延滞5年以上6年未満	35億円	7.6%	20億円	8.3%	230億円	85億円	62.9%
延滞6年以上7年未満	30億円	6.5%	18億円	7.4%	260億円	103億円	60.3%
延滞7年以上8年未満	25億円	約 4割 5.4%	15億円	6.4%	285億円	118億円	58.4%
延滞8年以上9年未満	22億円	4.9%	15億円	6.1%	307億円	133億円	56.7%
延滞9年以上10年未満	22億円	4.7%	15億円	約 4割 6.3%	329億円	148億円	55.0%
延滞10年以上	129億円	28.2%	92億円	38.2%	458億円	240億円	47.6%
計	458億円	100.0%	240億円	100.0%	-	-	-

「延滞額累計削減率(対平成19年度)」= 1 - (「延滞額(累計)平成24年度末」÷「延滞額(累計)平成19年度末」)

四捨五入の関係で「計」欄が各項の合計とならない場合がある。

「『勸告の方向性』の指摘事項を反映した見直し案」(平成 18 年 12 月 24 日行政改革推進本部決定)、「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)、「平成 21 年度予算の編成等に関する建議」(平成 20 年 11 月 26 日財政制度審議会)、「独立行政法人整理合理化計画のフォローアップ(平成 20 年度)」(平成 20 年 12 月 3 日行政減量・効率化有識者会議)、「指摘事項～ムダ・ゼロ政府を目指して～」(平成 20 年 12 月 1 日行政支出総点検会議)及び「行政刷新会議ワーキンググループ事業仕分けの評価結果」(平成 21 年 11 月 25 日実施行政刷新会議)上記から延滞額の削減について指摘があった。

大学・大学院等に係る平成19年度末の3ヶ月以上延滞件数の状況
延滞件数については平成19年度末の131,237件から48,740件(対平成
19年度比62.9%減)に削減した。

区分		平成19年度	平成24年度
19年度末延滞件数	実績	131,237件	48,740件

(注)平成24年度実績は、年度末において平成19年度以前割賦を延滞
している者の件数である。

また、要返還債権額に占める3ヶ月以上延滞債権額の割合及び3ヶ月以上延
滞債権の実人員については、対前年度比で総合的に改善した。

(参考1)要返還債権額に占める3ヶ月以上延滞債権額の状況

区分		平成23年度末	平成24年度末	前年度比
総合	要返還債権額	48,204億円	52,547億円	4,342億円増
	3ヶ月以上延滞債権額	2,647億円	2,682億円	34億円増
	割合	5.5%	5.1%	0.4ポイント減
第一種	要返還債権額	16,803億円	17,024億円	221億円増
	3ヶ月以上延滞債権額	1,012億円	964億円	48億円減
	割合	6.0%	5.7%	0.3ポイント減
第二種	要返還債権額	31,401億円	35,522億円	4,121億円増
	3ヶ月以上延滞債権額	1,636億円	1,718億円	82億円増
	割合	5.2%	4.8%	0.4ポイント減

(参考2)3ヶ月以上延滞債権の実人員の状況

区分	平成23年度末	平成24年度末	前年度比
総合	197,241名	194,153名	3,088名減
第一種	113,389名	107,064名	6,325名減
第二種	83,852名	87,089名	3,237名増

機関保証制度の運用

ア. 機関保証制度について、大学及び保証機関等と連携し、リーフレット等を活用して学生等に対して適切に情報提供することにより周知を図り、機関保証選択者への返還意識の徹底を図っているか。

機関保証制度の周知

大学等と連携し、学校を通じてリーフレット及び広報チラシを奨学金の希望者に配布することにより、機関保証制度の周知及び返還意識の徹底を図った。

また、保証機関と連携し、保証機関のホームページ上で平成24年度保証料及び適用する貸与利率や代位弁済後の手続き等について掲載し、機関保証制度の周知及び返還意識の徹底を図った。

機関保証の選択状況は、以下のとおり。

区分		平成23年度	平成24年度
選択者数	第一種	57,081件	59,349件
	第二種	162,185件	159,566件
	全体	219,266件	218,915件
選択率	第一種	41.17%	42.06%
	第二種	48.54%	48.69%
	全体	46.38%	46.70%

(注) 保証の変更者は含まない。

機関保証制度新規返還者の回収率

区分	平成23年度	平成24年度	前年度比
要回収額	7,651百万円	8,940百万円	1,290百万円増
回収金	7,292百万円	8,537百万円	1,245百万円増
回収率	95.3%	95.5%	0.2ポイント増

要返還者に対する無延滞債権の占める割合(機関保証制度加入者)

年度	平成23年度	平成24年度
割合	84.1%	85.8%

機関保証制度の運用状況

【評定 22】 A

大学等と連携して機関保証制度の周知及び返還意識の徹底を図ったことにより、機関保証制度選択者の新規返還者回収率が昨年度を上回っていることが評価できる。

また、延滞者に対しては、催告書に保証機関名による代位弁済に関するチラシを同封することで督促強化を図り、サーピサーによる訪問督促・居住確認等業務を実施する等、確実に代位弁済請求できるよう努めていることが評価できる。

イ. 機関保証制度の運用においては、同制度に係る契約を遵守し、代位弁済となる対象債権を確実に請求するよう、延滞者については、サービスの活用等の回収促進策により督促を強化するとともに、訪問督促、居住確認等を計画的に実施しているか。

訪問督促・居住確認等
訪問督促・居住確認の結果、延滞者本人と会うことができなかった等の理由で、本人居住が確認できなかった場合は、機構において市区町村役場から住民票を徴収する等により、延滞者本人の居住状態を把握した。

委託期間	委託件数	訪問結果	
平成24年4月～平成25年3月	6,983件	本人居住	4,211件 (60.3%)
		本人非居住	938件 (13.4%)
		本人居住不明	1,834件 (26.3%)

代位弁済履行状況
延滞者に対しては、延滞3ヶ月以上から9ヶ月未満までの間はサービスに回収を委託する他、催告書(期限の利益剥奪予告)には、保証機関名による代位弁済に関するチラシを同封することで督促強化を図った。催告書を送付しても応答のない者を対象として、サービスによる訪問督促・居住確認等業務を実施し、確実に代位弁済請求できるよう努めた。

区分	平成23年度	平成24年度
件数	3,899件	4,227件
金額	73.5億円	83.9億円

ウ. 機関保証制度加入者に係る債務保証の収支、代位弁済・回収状況等の把握及び将来のリスク分析等を行い、引き続き、機関保証制度検証委員会において機関保証の妥当性を検証しているか。

機関保証制度の健全性確保のための状況把握
外部シンクタンクに機関保証制度の財政収支シミュレーションについて将来推計の分析を依頼し、「向こう25年間(平成49年度まで)の財政収支シミュレーションを行ったところ、現状の保証料等のスキームで収支相償が実現できる結果を得た。」との報告を取りまとめた。

「妥当性」の検証
「「勧告の報告性」の指摘事項を反映した見直し案」(平成18年12月24

機関保証の妥当性の検証状況
【評定23】 A
機関保証制度検証委員会において、外部シンクタンクによる分析を行った結果、現状の保証料等のスキームで、財政的な健全性が維持される可能性が高いことを確認したことが評価できる。

日行政改革推進本部決定)の指摘を受け、機関保証の妥当性を毎年度検証するため平成20年9月に設置した外部有識者を含む「機関保証制度検証委員会」において、平成23年度に引き続き、外部シンクタンクによる分析結果等について審議を行い、報告書を取りまとめた。

平成24年度機関保証制度検証委員会報告書(概要)

(1) 機構における返還金の回収状況及び保証機関における代位弁済後回収状況について

・日本学生支援機構における返還金の回収改善状況については、返還金回収促進施策の効果、とりわけ個人信用情報機関活用による延滞抑止効果により堅調に推移している。今後も返還金回収促進策の継続により、改善状況は堅調に推移するものと考えられる。

・また、保証機関における代位弁済後回収状況については、平成23年度からサービサーへの委託による回収を開始し回収実績が蓄積されつつあるところである。引き続き、法的措置等を含む求償権回収促進策を確実に実施の上、費用対効果を検証しつつ効率的・効果的な求償権の回収に努めることを期待する。

(2) 財政収支シミュレーションについて

・日本学生支援機構の返還促進施策の効果及び保証機関における法的措置を含む求償権回収促進策の効果を組み込み、向こう25年間の財政収支シミュレーションを外部シンクタンクを活用して行ったところ、現状の保証料等のスキームで、財政的な健全性が維持される可能性が高いことが確認された。

・将来に亘る財政収支の健全性の確保をより確実にするためには、本格化する代位弁済後の回収が今後どのように推移していくかが重要となる。このため、財政収支の健全性については、引き続き検証することが必要と考えられる。

(3) 機関保証における求償権の回収促進策について

・保証機関は、求償権回収促進策として、職員の計画的な増員を図ること、法的措置を実施し回収の促進を図ること等を計画し順次実施している。特に、法的措置については平成25年8月からの実施を検討しており、その効果が期待される。

・また、保証機関における求償権の回収促進策の取組案として、機関保証と人的保証を組み合わせた制度の導入について審議を行った。機関保証と人的保証を組み合わせたスキームについては、機関保証制度の趣旨・安定的かつ低廉な保証料の維持等の観点から検討を要する課題が明らかになった。

・機関保証と人的保証を組み合わせた制度を導入する場合は、本委員会で明らかになった課題等に十分留意することが肝要である。

(参考)平成24年度機関保証制度検証委員会審議経過

- ・第1回 平成24年12月14日
- ・第2回 平成25年2月5日
- ・第3回 平成25年3月1日
- ・第4回 平成25年3月22日

高等学校奨学金の回収強化

旧日本育英会が実施していた高等学校に対する奨学金事業の返還金回収については、返還金の回収強化策を講じ、一層の回収に努めているか。

高等学校奨学金回収状況

当年度分については、回収率が対前年度比で0.7ポイント改善した。一方、延滞分については0.4ポイント悪化した。これは、年々削減が困難となる長期延滞分の割合が増加していることが原因と考えられる。

区分	当年度分	延滞分
平成23年度	87.2%	10.6%
平成24年度	87.9%	10.2%

高等学校奨学金の回収状況

【評定24】A

当年度分回収率は、対前年度比で0.7ポイント改善していることが評価できる。

一方、延滞分回収率は、0.4ポイント悪化しており、さらなる対策が望まれる。

【(小項目)1-2-3】	(3) 情報提供等の充実	【評定】 A
--------------	--------------	------------------

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】
情報提供の充実
 奨学金の貸与及び返還に関する情報提供を、ホームページ等を活用し積極的かつわかりやすく行う。また、奨学生等に対する利便性の向上を図るため、情報システムの整備を図る。
諸手続きの厳正化
 より公正かつ適正な奨学金貸与事業を行うため、奨学金貸与、返還猶予、法的処理等の事務に関し、内部規程や事務処理要項等の整備・改善に努め、職員に徹底する。

H21	H22	H23	H24
B	A	A	A
実績報告書等 参照箇所			
【事業報告書】			
- 2 - (1) 奨学金貸与事業 - 返還金の回収			
- 工(p.23~24)、			
- 2 - (1) 奨学金貸与事業 - 東日本大震災の対応(p.26)			

【インプット指標】

(中期目標期間)	H21	H22	H23	H24	H25
決算額(百万円)	3,304	3,850	4,138	4,221	
従事人員数(人)	174	192	204	207	

小項目 1-2-2、1-2-3、1-2-4、1-5-1 の合計を示す。
 決算額は、当該項目の事業に係る物件費(返還金回収事務処理費等)及び人件費の合計額である。

評価基準	実績	分析・評価														
情報提供の充実 奨学金の申込み、返還等に関する文書やホームページに掲載している質疑応答集、その他の奨学金情報については、わかりやすいものとなるよう努めるとともに、適切に更新することにより、情報提供の充実を図っているか。併せて大学等に対する説明会の充実により、大学等との連携強化を図っているか。奨学生等に対する利便性の向上を踏まえながら、最適化後の奨学金業務システムを適切に運用しているか。	実績 ホームページにおける奨学金情報等の充実状況 【一般向けホームページ】 (1)一般向けホームページにおける質疑応答集の掲載状況 奨学金情報の提供においては、FAQ項目を追加するなど情報提供の充実を図った。FAQの掲載に当たっては、照会内容別に一覧表示するなど検索しやすさに配慮した。平成24年度は368項目を掲載した(対前年度比2.5%増)。これらにより、アクセス件数は、平成23年度との比較で25.7%増加した。 <table border="1" data-bbox="660 1141 1220 1260"> <thead> <tr> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>359項目</td> <td>368項目</td> <td>2.5%増</td> </tr> </tbody> </table> 奨学金関連のホームページアクセス件数は以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="660 1340 1288 1436"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アクセス件数</td> <td>25,371,400件</td> <td>31,889,402件</td> <td>25.7%増</td> </tr> </tbody> </table>	平成23年度	平成24年度	前年度比	359項目	368項目	2.5%増		平成23年度	平成24年度	前年度比	アクセス件数	25,371,400件	31,889,402件	25.7%増	情報提供の実施状況 【評定25】 A ホームページによる奨学金情報の提供においては、FAQの項目を追加する等内容を拡充することによりアクセス件数が対前年度比25.7%増となっていることが評価できる。今後も、ウェブ情報の迅速な更新と、説明会等対面での情報提供を相乗的に行い、充実させていくことが望まれる。
平成23年度	平成24年度	前年度比														
359項目	368項目	2.5%増														
	平成23年度	平成24年度	前年度比													
アクセス件数	25,371,400件	31,889,402件	25.7%増													

(2)機構トップページ及び奨学金情報トップページに、住所変更等各種届出や返還振替日等のバナーを新たに掲載した。

(3)機構から返還者へ通知を発送する毎に、各通知の内容をホームページに掲載した。

(4)地方公共団体・奨学事業実施団体が実施する奨学金制度を掲載し、プレスリリースにより広く情報提供を行った。(平成 24 年 6 月)

(5)東日本大震災の被災学生等に対する奨学金等の情報提供を昨年度に引き続き行った。(平成 25 年 1 月)

(6)各大学の奨学金制度の掲載ページを更新し、受験生等に最新情報を提供した。(平成 25 年 1 月)

(7)毎月の貸与利率を迅速に更新した。

【学校担当者向けホームページ】

(1)学校担当者向けホームページ内に「検索」機能を導入し、利便性を高めた。(平成 25 年 3 月)

(2)学校担当者が利用している情報を昨年度のアクセス数に基づき解析を実施し、必要な情報を迅速に利用できるようデザイン変更を行った。(平成 24 年 9 月、平成 25 年 3 月)

(3)返還説明会や初任者研修会等で多かった質問の FAQ を掲載した。

(4)スカラネット・パーソナルへの登録について、学校担当者が奨学生等へ指導しやすくなるよう「体験デモサイト」を掲載した。(平成 24 年 12 月)

大学等との連携強化に対する説明会の充実
大学等の奨学金事務担当者を対象として開催している「奨学業務連絡協議会」において、平成 25 年度からの事務取扱いの変更点を中心に説明ポイントをまとめ、視覚的な効果を利用するなど分かりやすいものとなるよう資料を作成し詳細な説明を行い、引き続き充実を図った。

奨学業務システムの最適化

(1)個人情報等が閲覧可能なサービスであるスカラネット・パーソナルについて、返還者本人の「転居・改姓・勤務先変更等」の届出機能を追加し、返還者の利便性の向上を図った。(平成 24 年 8 月)

(2)学校からの要望等を踏まえ、在学猶予中の者のデータダウンロード機能や新規満期者のリレー口座加入手続状況のデータダウンロード機能をスカラネット・アカデミー(学校担当者用奨学金業務システム)に追加し、学校の事務負担の軽減や情報提供の充実に努めた。

(3)学校からの要望等を踏まえ、奨学金業務システム(JSAS)のマニュアルを冊子化し、各学校に配布した。(平成 25 年 3 月)

災害救助法適用に係る情報

(1)災害救助法が適用された以下の災害に際し、緊急採用(応急採用)についてホームページ、メールマガジンにより迅速に情報提供を行うとともに、関係機関に周知を図り、大学等に推薦依頼の通知を行った。

災害	情報提供を行った日付	情報提供先	推薦依頼通知送先
		関係機関	大学等
平成24年5月に発生した突風等	平成24年5月8日	下野新聞社含め12報道機関、 茨城、栃木県庁含め9団体	全校 3,818校
7月3日からの大雨被害	平成24年7月4日	大分放送含め10報道機関、 大分県庁含め5団体	
7月11日からの梅雨前線による大雨	平成24年7月13日	西日本新聞社含め28報道機関、 福岡、熊本県庁含め16団体	
8月13日からの大雨被害	平成24年8月15日	京都新聞社含め7報道機関、 京都府庁含め2団体	
平成24年台風第16号	平成24年9月24日	南日本新聞社含め7報道機関、 鹿児島県庁含め2団体	
11月27日の暴風雪	平成24年11月28日	北海道新聞含め14報道機関、 北海道庁含め8団体	
今冬期、新潟県における大雪	平成25年2月25日	新潟日報社含め7報道機関、 新潟県庁含め2団体	
今冬期、山形県における大雪	平成25年2月27日	山形放送含め5報道機関、 山形県庁含め3団体	

(2)ホームページ内の東日本大震災特設ページにおいて、被災世帯の学生の採用や、被災したことにより返還困難な状況が継続している場合の減額返還・返還期限猶予等の手続き方法について、引き続き周知を図った。

<p>諸手続きの厳正化</p> <p>返還猶予、法的処理等の事務に関するマニュアル等の整備・改善及び引き続き職員への周知徹底を図り、適正な業務実施に努めているか。</p>	<p>「返還期限猶予事務処理マニュアル」「減額返還事務処理マニュアル」「分割返還指導マニュアル」により、業務の適正な実施に努めた。</p> <p>また、新システム導入に伴う業務内容の見直しを目的として、「法的処理マニュアル」を改訂した(平成24年9月)。それに基づき、関係職員に周知を行った上で業務の適正な実施に努めた。</p>	<p>諸手続きの厳正化の状況</p> <p>【評定26】 A</p> <p>返還期限猶予、減額返還等に関するマニュアルにより適正な業務実施に努めるとともに、法的処理マニュアルの見直しを行い関係職員に周知を図る等、適正な業務実施に努めていることが評価できる。</p>
---	--	---

【(小項目)1-2-4】	(4) 返還猶予・免除制度の適切な運用	【評定】 A			
--------------	---------------------	------------------	--	--	--

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】
 奨学金の返還猶予に関しては、適用基準のさらなる具体化・明確化を図るとともに、経済状況の変化等により今後、返還が困難な者が急増することが予想されるが、そのような場合も含め、適確に返還猶予制度を運用する。返還免除に関しても制度の適確な運用を図る。

H21	H22	H23	H24
A	A	A	A

実績報告書等 参照箇所
【事業報告書】
 - 2 - (1)奨学金貸与事業 - 返還の免除 (p.24)、
 - 2 - (1)奨学金貸与事業 - 減額返還・返還期限猶予制度の運用 (p.25)

【インプット指標】

(中期目標期間)	H21	H22	H23	H24	H25
決算額(百万円)	3,304	3,850	4,138	4,221	
従事人員数(人)	174	192	204	207	

小項目 1-2-2、1-2-3、1-2-4、1-5-1 の合計を示す。
 決算額は、当該項目の事業に係る物件費(返還金回収事務処理費等)及び人件費の合計額である。

評価基準	実績	分析・評価						
経済的理由により奨学金の返還が困難な者に対しては、引き続き返還者の状況を考慮し減額返還制度及び返還猶予制度を適切に運用しているか。	減額返還制度の運用 (1)減額返還制度について、引き続き適切に運用した。承認件数は次のとおり。 <table border="1" data-bbox="672 981 1142 1077"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>承認件数</td> <td>5,987件</td> <td>10,664件</td> </tr> </tbody> </table> (2)制度の概要、手続方法及び Q&A をホームページに掲載し、引き続き制度の周知に努めた。 (3)返還期限猶予と同様、平成 22 年度に定めた業務方法書及び減額返還処理マニュアルに基づき、制度の適確な運用を図り、迅速な処理を行った。	区分	平成23年度	平成24年度	承認件数	5,987件	10,664件	返還猶予・減額返還及び免除制度の運用状況 【評定】 A 返還者の状況に応じて、減額返還制度や返還期限猶予制度を適切に運用していることが評価できる。 また、優れた業績を挙げた大学院生に対する奨学金の返還免除制度に関しても、引き続き適正な運用に努めていることが評価できる。
区分	平成23年度	平成24年度						
承認件数	5,987件	10,664件						

返還期限猶予制度の運用

(1)返還者からの相談に対して適切な指導を行うとともに、審査基準等の適切な運用を行い、基準に合致したものについて返還期限の猶予を承認した。

<参考>
平成23年度実績

区分		件数	件数
在学猶予		142,599件	140,973件
一般 猶 予	病 気 中	8,970件	8,443件
	災 害	1,123件	2,813件
	入 学 準 備	827件	1,106件
	生 活 保 護	4,613件	3,843件
	生 活 困 窮	99,405件	92,157件
	小 計	114,938件	108,362件
計		257,537件	249,335件

(2)返還期限猶予願処理を引き続き迅速に行い、猶予申請から承認又は不備返送までを概ね1～3週間で処理を行った。

(3)返還期限猶予願に特化したQ & Aを更新するなど、ホームページにおける情報提供のさらなる充実を図り、返還期限猶予願の不備返送を減らすことに努めた結果、コールセンターへの照会件数が削減された。

	平成23年度	平成24年度	前年度比
不備返送件数	26,777件	24,740件	2,037件減
不備返送率	25.4%	22.7%	2.7ポイント減

東日本大震災への対応

東日本大震災により返還が困難となった者に対し、引き続きホームページ等により制度の周知に努めるとともに、「東日本大震災災害対応マニュアル」に基づき対応した。

<p>優れた業績を挙げた大学院生に対する奨学金の返還免除制度に関しては、業績優秀者免除認定委員会の認定に基づき、適切に運用しているか。</p>	<p>特に優れた業績を挙げた大学院生に対する学資金の返還免除制度の適切な運用 業績優秀者免除認定委員会の認定に基づき適切に運用した。 認定委員会の開催と大学に対する通知の実施状況については次のとおり。</p> <p>(1)返還免除制度に係る認定委員会の開催等 平成 24 年 5 月 28 日 第 1 回業績優秀者奨学金返還免除認定委員会開催 平成 24 年 5 月 31 日 平成 23 年度特に優れた業績による返還免除の認定結果を各大学へ通知 平成 24 年 11 月 1 日 第 2 回業績優秀者奨学金返還免除認定委員会開催 平成 24 年 12 月 5 日 平成 24 年度特に優れた業績による返還免除候補者の推薦依頼を各大学へ通知</p> <p>(2)返還免除の学内選考を適切に実施するため、必要書類に不足がある大学、学内選考手続きに問題のある大学については第 1 回認定委員会までに修正指導を行った。</p> <p>(3)「大学院設置基準第 16 条の 2」において制定され、「博士論文研究基礎力審査の合格を、修士論文又は特定課題の研究成果の審査と試験の合格に代えることができる」とされたことに伴い、「特に優れた業績による返還免除」の関係法規が改正(評価項目が追加)されたため、各大学における「学内選考に関する規程及び基準」を改正し、学内選考委員会設置基準等の関係規程とあわせて本機構への提出を指導した。</p> <p>(4)貸与終了者が少ない大学については、昨年度に引き続き、奨学生でない学生も含めた広い範囲の中で業績を評価するよう各大学に指導した。 (平成 24 年度推薦依頼通知文への記載及び平成 24 年度奨学業務連絡協議会における口頭説明)</p> <p>(5)大学における推薦人数の基準となる貸与終了予定者の情報を各大学に提供した。大学からの要望に対応し、提供回数を従来の 3 回から 5 回とした。</p>	
---	--	--

平成 23 年度貸与終了者に係る特に優れた業績による大学院第一種奨学生返還免除の認定状況

	貸与終了者数	推薦者数	免除者数	うち 全額免除	うち 半額免除
修士課程	23,630名	7,047名	7,047名	2,349名	4,698名
専門職大学院 課程	2,513名	744名	744名	248名	496名
博士課程	4,155名	1,257名	1,257名	419名	838名
計	30,298名	9,048名	9,048名	3,016名	6,032名

【(中項目)1-3】	3 留学生支援事業 「留学生30万人計画」の実現に向け、日本留学に係る情報提供機能の強化、受入れ環境作りの推進等の役割を担うため、以下の事業を推進する。																						
【(小項目)1-3-1】	(1) 留学生の質の確保への留意				【評定】																		
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 留学生への学資金の支給については、日本留学試験や大学等における成績等を資料として活用するなど、留学生の質の確保に留意して行う。					A																		
【インプット指標】					<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table>	H21	H22	H23	H24	A	A	A	A										
H21	H22	H23	H24																				
A	A	A	A																				
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(中期目標期間)</td> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> </tr> <tr> <td>決算額(百万円)</td> <td>18,626</td> <td>10,288</td> <td>9,213</td> <td>8,211</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従事人員数(人)</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>12</td> <td>13</td> <td></td> </tr> </table>					(中期目標期間)	H21	H22	H23	H24	H25	決算額(百万円)	18,626	10,288	9,213	8,211		従事人員数(人)	10	10	12	13		実績報告書等 参照箇所 -
(中期目標期間)	H21	H22	H23	H24	H25																		
決算額(百万円)	18,626	10,288	9,213	8,211																			
従事人員数(人)	10	10	12	13																			
小項目 1-3-1、1-3-2 の合計を示す。 決算額は、当該項目の事業に係る物件費(私費外国人留学生等学習奨励費給付事業経費、留学生交流支援事業経費等)及び人件費の合計額である。																							
評価基準	実績			分析・評価																			
留学生の質を確保するため、学資金の支給及び学習奨励費の支給期間の延伸を行うに当たり、日本留学試験や大学等における成績等を資料として活用しているか。	留学生の質の確保のための取組状況 学資金の支給に際し、留学生の質を確保するため、引き続き以下の事業を実施した。 (1)私費外国人留学生学習奨励費支給対象者の成績評価係数の設定 学部レベル 2.0 以上 大学院レベル 2.3 以上 成績を、優:3、良:2、可:1 とし、機構の計算式に当てはめて算出 (2)私費外国人留学生学習奨励費の日本留学試験成績優秀者に対する複数年給付 日本留学試験の海外実施国(14ヶ国・地域)それぞれにおいて、科目選択区分(8種)ごとに成績1位を取得して、学習奨励費の給付予約者となり、大学等に入学した学部等の学生を学習奨励費の給付延伸対象者とし、毎年度成績評価を確認した上で、給付期間を標準修学年限まで延伸可能としている。 ・平成23年度延伸者33名のうち、平成24年度延伸者21名 ・平成22年度予約決定し、平成23年度受給した者50名のうち、平成24年度延伸者39名 ・平成23年度予約決定、平成24年度受給者55名			留学生の質の確保のための取組状況 【評定】 A 留学生の質の確保に向けて、学習奨励費の支給対象成績を引き続き設定するとともに、支給期限の延伸に当たっては大学等における成績評価を確認した上で適切に実施していることが評価できる。																			

【(小項目)1-3-2】	(2)外国人留学生に対する支援					【評定】 A																					
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>大学等のグローバル化を一層推進する観点から、国費留学生、私費留学生、及び大学間交流協定等に基づく短期留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金を支給する。</p> <p>私費留学生の経済的支援を図るため、学習奨励費を支給する。</p> <p>私費留学生及び大学間交流協定等に基づく短期留学生への支援については、グローバル化の取組を進める大学等に対して、学資金を優先的に配分する。</p> <p>なお、平成21年度補正予算(第1号)により追加的に措置された交付金については、「経済危機対策」(平成21年4月10日)の「底力発揮・21世紀型インフラ整備」のために措置されたことを認識し、留学生の受入れ促進のための私費外国人留学生等学習奨励費に活用する。</p>						<table border="1"> <tr> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table>				H21	H22	H23	H24	A	A	A	A										
H21	H22	H23	H24																								
A	A	A	A																								
<p>【インプット指標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(中期目標期間)</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>決算額(百万円)</td> <td>18,626</td> <td>10,288</td> <td>9,213</td> <td>8,211</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従事人員数(人)</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>12</td> <td>13</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>小項目 1-3-1、1-3-2 の合計を示す。</p> <p>決算額は、当該項目の事業に係る物件費(私費外国人留学生等学習奨励費給付事業経費、留学生交流支援事業経費等)及び人件費の合計額である。</p>						(中期目標期間)	H21	H22	H23	H24	H25	決算額(百万円)	18,626	10,288	9,213	8,211		従事人員数(人)	10	10	12	13		<p>実績報告書等 参照箇所</p> <p>【事業報告書】</p> <p>- 2 - (2)留学生支援事業 - 国際奨学関連 - ア、イ、ウ(p.26~27)</p>			
(中期目標期間)	H21	H22	H23	H24	H25																						
決算額(百万円)	18,626	10,288	9,213	8,211																							
従事人員数(人)	10	10	12	13																							
評価基準	実績					分析・評価																					
<p>国費外国人留学生制度、私費外国人留学生学習奨励費給付制度及び留学生交流支援制度(短期受入れ・ショートステイ)に係る奨学金支給業務を円滑に実施しているか。また、私費外国人留学生学習奨励費給付制度については、平成23年度に行った成果検証を踏まえ、受給者のいる大学等を対象とした進路状況等を把握するための調査を引き続き実施するとともに、渡日前の予約採用の拡充を図っているか。さらに、私費留学生の経済的状況を把握するため平成23年度に実施した私費外国人留学生生活実態調査の結果を公表しているか。</p> <p>グローバル化の取組を進める大学等に</p>	<p>国費外国人留学生制度にかかる給与の支給 国費外国人留学生に対する給与(奨学金)給付等の支給業務を行った。 平成25年3月分(24年度)支給実績:9,219名(9,716名) ()内の人数は平成24年3月分(23年度)支給実績</p> <p>私費外国人留学生学習奨励費給付制度の実施 (1)平成24年度採用実績:12,155名(13,421名) ()内の人数は平成23年度実績であり、災害被災者追加採用862名を含む。 <支援内容>奨学金月額:大学院レベル65,000円、学部レベル48,000円 (上記採用実績のうち、予約採用) 日本留学試験成績優秀者 予約者1,535名のうち、採用者810名</p>					<p>外国人留学生に対する支援の状況</p> <p>【評定】A</p> <p>国費外国人留学生制度、私費外国人留学生学習奨励費給付制度及び留学生交流支援制度等の適切な実施により、外国人留学生への奨学金給付業務を行っていることが評価できる。</p> <p>また、昨年度実施した私費外国人留学生学生生活実態調査の結果を本年度ホームページ等で迅速に公表していることが評価できる。</p> <p>さらに、グローバル30採択拠点校等、グローバル化の取組を進める大学等に、私費外国人留学生学習奨励費及び留学生交流支援制度(短期受入れ)奨学金の優先配分を行ったことは適切であり、評価できる。</p>																					

対し、私費留学生及び大学間交流協定等に基づく短期留学生の学資金を優先的に配分しているか。

渡日前入学許可
(平成 24 年度春季入学(平成 23 年度予約))
予約者 549 名のうち、採用者 438 名
(平成 24 年度秋季入学(平成 24 年度予約))
予約者 1,224 名のうち、採用者 1,061 名

(2)平成 24 年度予約実績
日本留学試験成績優秀者:2,232 名
渡日前入学許可
(平成 25 年度春季入学予定者):680 名

私費外国人留学生学習奨励費の活用状況等調査の実施
大学等での学習奨励費の活用状況等を把握するため、平成 23 年度に引き続き「私費外国人留学生学習奨励費給付制度活用状況等調査」を実施した。
調査対象:平成 24 年度受給者の在籍している大学等 1,214 校
調査期間:平成 25 年 3 月

私費外国人留学生学習奨励費給付制度にかかる成果検証結果を踏まえた取組
平成 23 年度に実施した「私費外国人留学生学習奨励費給付制度成果検証委員会」の成果検証を踏まえ、平成 24 年度は下記の取組を行った。

学習奨励費受給者に対し、長期間にわたるフォローアップが重要であり、定期的に進路状況等の追跡調査を行うことが必要との検証結果を踏まえ「平成 23 年度学習奨励費受給者のうち最終年次者の卒業後進路状況のフォローアップ調査」を実施した。

学習奨励費受給者の質の向上に向けて、大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業(グローバル 30)採択拠点校、大学の世界展開力強化事業(「キャンパス・アジア」中核拠点形成支援、米国大学等との協働教育創造支援)採択校及び国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム採択校への重点配分を行った。

国からの奨学金を受けているという受給者のモチベーション向上を目指すため、平成 25 年度より「私費外国人留学生学習奨励費給付制度」から「文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度」に名称を変更するための準備を進めた。

「私費外国人留学生学習奨励費給付制度成果検証委員会」
「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)により、学習奨励費受給者の卒業後の進路状況調査及び学習奨励費活用状況等調査の結果の検証や、今後の成果検証の手法、制度の今後の運用や在り方について検証を行うこととなった。
そのため、「私費外国人留学生学習奨励費給付制度成果検証委員会」を設置し、委員会を開催して、私費外国人留学生学習奨励費給付制度の見直しについて、検証結果を取りまとめた。(平成 24 年 3 月)
[検証結果]
日本の高等教育機関における教育的効果や留学生政策のため、学習奨励費の存在意義、必要性は極めて高いとの結論を得た。

留学生交流支援制度(短期受入れ)の実施

(1)各大学等が開設した特色ある短期留学生受入れプログラム等を対象とした特別枠(プログラム申請・採択型の支給)として採択し、その他を一般枠として採用した。

(2)グローバル化を一層推進する観点から、重点枠として、大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業(グローバル 30)採択拠点校(13 校)に対し、1 校当たり 10 名の枠(計 130 名)を配分した。

平成 24 年度採用実績: 1,504 名(2,888 名)

()内の人数は平成 23 年度実績

< 支援内容 > 奨学金月額: 80,000 円

留学生交流支援制度(ショートステイ)の実施

平成 24 年度採用実績:

受入れ・派遣の双方向プログラム

118 大学等、326 プログラム(受入れ採用人数 4,230 名)

	<p>受入れプログラム 105 大学等、169 プログラム(受入れ採用人数 3,528 名) < 支援内容 > 奨学金月額:80,000 円 なお、本制度は、平成 23 年度に新設したが、「行政事業レビュー(公開プロセス)」(平成 24 年 6 月 20 日 文部科学省)を踏まえ、平成 24 年度をもって廃止した。</p> <p>私費外国人留学生生活実態調査結果の公表 私費留学生の経済的状況等を把握するため、隔年で私費外国人留学生生活実態調査を実施している。 平成 23 年度に実施(隔年実施)した調査の結果について、平成 24 年 10 月、機構ホームページにおいて公表するとともに、概要を作成し、調査協力機関に送付した。</p>	
--	--	--

【(小項目)1-3-3】	(3)日本人留学生に対する支援	【評定】	A
---------------------	-----------------	------	----------

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】
 大学間交流協定等に基づく短期留学や大学間コンソーシアムによる交流を行う日本人留学生及び諸外国の大学等で学位取得を目指す日本人留学生に対して、学資金の支給を行う。

H21	H22	H23	H24
A	A	A	A
実績報告書等 参照箇所			
【事業報告書】			
- 2 - (2) 留学生支援事業 - 国際奨学関連 - 工、オ、カ(p.27~28)			

【インプット指標】

(中期目標期間)	H21	H22	H23	H24	H25
決算額(百万円)	1,439	1,311	3,332	2,812	
従事人員数(人)	3	3	3	3	

決算額は、当該項目の事業に係る物件費(留学生交流支援事業経費等)及び人件費の合計額である。

評価基準	実績	分析・評価
大学間交流協定等に基づく短期留学や大学間コンソーシアムによる交流を行う日本人留学生及び諸外国の大学等で学位取得を目指す日本人留学生を対象として、留学生交流支援制度(短期派遣・長期派遣・ショートビジット)を円滑に実施しているか。	留学生交流支援制度(短期派遣)の実施 (1)各大学等が開設した特色ある短期留学生派遣プログラム等を対象とした特別枠(プログラム申請・採択型の支給)として採択し、その他を一般枠として採用した。 (2)また、グローバル化を一層推進する観点から、重点枠として、以下のとおり配分した。 大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業(グローバル30)採択拠点校(13校)に対し、1校当たり5名の枠(計65名)を配分 大学の世界展開力強化事業 2プログラムに対し、3名の枠を配分 グローバル人材育成推進事業 23大学に対し、395名の枠を配分 平成24年度採用実績: 2,488名(1,635名) ()内の人数は平成23年度実績 <支援内容> 奨学金月額: 80,000円 留学生交流支援制度(ショートビジット)の実施 3か月未満の学生派遣に対するプログラムへの支援を行った。	日本人留学生に対する支援の状況 【評定】 A 留学生交流支援制度(短期派遣・ショートビジット)において、グローバル30採択拠点校等、グローバル化の取り組みを進める大学等に重点配分する等、効果的な実施に努めていることが評価できる。 また、留学生交流支援制度(長期派遣)については、引き続き適切に実施されていることが評価できる。

	<p>平成 24 年度採用実績:</p> <p>受入れ・派遣の双方向プログラム 118 大学等、326 プログラム(派遣採用人数 4,638 名)</p> <p>派遣プログラム 137 大学等、273 プログラム(派遣採用人数 6,683 名)</p> <p><支援内容> 奨学金月額:80,000 円</p> <p>また、グローバル化を一層推進する観点から、重点枠として、グローバル人材育成推進事業 37 大学 44 プログラムに対し、3,227 名の枠を配分した。</p> <p>なお、本制度は、平成 23 年度に新設したが、「行政事業レビュー(公開プロセス)」(平成 24 年 6 月 20 日 文部科学省)を踏まえ、平成 24 年度をもって廃止した。</p> <p>留学生交流支援制度(長期派遣)の実施 諸外国の大学等で修士・博士の学位取得を目指す日本人留学生に対して学資金の支給を行った。</p> <p>平成 24 年度採用実績:91 名(30 名) 平成 24 年度継続支援者数:87 名(78 名) ()内の人数は平成 23 年度実績</p> <p><支援内容> 奨学金月額:89,000 円 ~ 148,000 円 授業料実費(上限 2,500,000 円)</p>	
--	--	--

【(小項目)1-3-4】	(4)外国人留学生に対する宿舍の支援	【評定】				A																			
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】		H21				H22				H23				H24											
<p>国際交流会館等を運営し、外国人留学生が安心して勉学に励むための低廉かつ安心できる宿舍を提供する。その際、居室の最大限の有効活用を図る。</p> <p>国際交流会館等の管理運営に当たっては、入居者のニーズに適切に対処できるよう配慮して、受託者を選定し、きめ細かなサービスを提供する。</p> <p>地域住民等との連携・協力のもと、先導的な国際交流事業に参加する機会を提供する。また、国際交流会館等の会議室等附属施設を地域に積極的に開放し、交流・研修等の活動の場を提供する。対象とする会議室等附属施設全体で、年間稼働率を中期目標期間中に年間平均50%以上とする。</p> <p>国際交流会館等については、大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに設置・運営を廃止する。</p> <p>なお、売却が困難な国際交流会館等については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針(平成24年1月20日閣議決定。以下「制度及び組織の見直しの基本方針」という。)において、「売却を進めている国際交流会館等のうち、やむを得ない事情により売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時までには結論を得る。」とされたことを踏まえ、引き続き売却に向けて努力するとともに、資産の有効活用の観点から留学生宿舍として活用する場合、利用大学の運営へのより主体的な関与を得るよう努めるなど、適切な措置を講ずる。</p> <p>留学生借り上げ宿舍支援事業及び留学生宿舍建設奨励費事業を実施する。</p> <p>また、助成対象の留学生宿舍の運営状況については、適切に把握し事業を実施する。</p> <p>留学生宿舍建設奨励費事業は、平成21年度に廃止する。</p>		A				B				A				A											
		実績報告書等 参照箇所																							
		<p>【事業報告書】</p> <p>- 2 - (2) 留学生支援事業 - 宿舍の整備 (p.29~30)</p>																							
【インプット指標】		(中期目標期間)				H21				H22				H23				H24				H25			
決算額(百万円)		1,439				1,116				955				659											
従事人員数(人)		6				5				5				4											
決算額は、当該項目の事業に係る物件費(留学生宿舍運営委託費、留学生借り上げ宿舍支援事業費等)及び人件費の合計額である。																									
評価基準		実績								分析・評価															
<p>国際交流会館等を運営し、外国人留学生が安心して勉学に励むための低廉かつ安心できる宿舍を提供するとともに、設置する居室を有効利用するため、引き続き、大学等との連携・協力を推進しているか。</p>		<p>外国人留学生が安心して勉学に励むための低廉かつ安心できる宿舍の提供を目的として、国際交流会館等の運営を行った。</p> <p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、留学生宿舍等(国際交流会館等)の設置・運営については「大学・民間等への売却を進め、平成23年度までに廃止する」とされていたため、平成24年3月末で学生の退去を進めていたところ、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)において、「売却を進めている国際交流会館等のうち、やむを得な</p>								<p>居室の有効利用状況</p> <p>【評定27】 A</p> <p>施設売却等流動的な要素の多い状況の中で、施設の有効利用に向けて利用大学等と連携し、一定の入居率を確保していることが評価できる。</p>															

い事情により売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時までには結論を得る」とされた。

(平成 25 年度予算編成の基本方針(平成 25 年 1 月 24 日閣議決定)において、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成 24 年 1 月 20 日閣議決定)は、それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結」することとされた。)

このことを踏まえ、平成 23 年度末までに売却ができなかった札幌、金沢、兵庫、福岡及び大分の各国際交流会館、東京国際交流館については、地元自治体及び大学等と売却等に向けて引き続き協議を行うとともに、資産の有効活用の観点から引き続き大学等に留学生宿舎として居室の提供を行った。

また、利用大学の運営へのより主体的な関与を得るため、大学等に対し機構が居室を貸出し、当該大学等から学生等に居室を配分する「貸出利用方式」を新設し、金沢、兵庫及び福岡の各国際交流会館、東京国際交流館において利用大学等との連携・協力を得て運営した。さらに、平成 24 年度は、東京国際交流館においては、大学推薦方式による入居資格に学部留学生(研究生を含む)、大学が実施する学生受入プログラム(インターンシップを含む)に参加し教育を受ける外国人学生、及び大学に所属する日本人学生(学部 3 年生相当以上)を新たに追加した。

札幌、兵庫、福岡、大分の各国際交流会館においても、大学推薦方式の募集対象を大学等に所属する日本人学生、外国人研究者まで入居資格を拡大した。

入居希望の多い 4 月期に向けた入居募集が遅れたが、一定の利用大学数、入居率を維持した。

利用大学数

平成 24 年度 89 校(平成 23 年度 157 校、前年度比 43.3%減)

宿舎の入居率

平成 24 年度における国際交流会館等の入居率は、平均で 50.9%(平成 23 年度 69.1%、前年度比 18.2 ポイント減)であった(入居のない居室には、入居者退去後の修繕・整備期間として確保されたものや、身障者用居室として確保されたもの等を含む)。

入居者の満足度
 平成 24 年 12 月に全会館等の入居者(974 名)に対してアンケートを実施し、会館での生活全般についての満足度に関して以下のような回答を得た。

	平成23年度	平成24年度
満足度に関する設問の回答者数(a)	1,808名	858名
回答者のうち満足と答えた者(b)	1,750名	838名
満足と答えた者の割合(b/a)	97%	98%

入居者の満足度
【評定 28】 A
 入居者に対するアンケートで、会館での生活全般について、前年度を 1 ポイント上回る 98%という高い満足度が得られていることが評価できる。

国際交流会館等の管理運営に当たっては、入居者のニーズに適切に対応できるよう配慮して、受託者を選定しているか。また、利用大学等との連携・協力を推進し、その運営へのより主体的な関与等への配慮を踏まえつつ、レジデント・アシスタントを配置し、きめ細かなサービスを提供しているか。

国際交流会館等の管理・運營業務については、平成 24 年 3 月末に廃止が予定されていたためやむを得ない事情により売却ができなかった会館等は、入居者へのサービスの低下を防ぐという観点から平成 23 年度の受託事業者に対し 3 か月間の契約期間の延長(兵庫国際交流会館の管理運營業務を除く。)を行った。

なお、残りの契約期間については、効率的・効果的な運営を図る観点から、市場化テストを実施してきた経験を踏まえ、一般競争入札を実施し、受託事業者を選定の上、当該事業者管理・運營業務を委託した。

受託者の選定状況
【評定 29】 A
 市場化テストを実施してきた経験を踏まえ、効率的・効果的な運営を図る観点から、入居者へのサービス維持に配慮しつつ一般競争入札を実施し、管理運営費の削減に努めていることが評価できる。

管理運営委託費の状況

平成 23 年度
 143,977 千円(税込)
 5 会館(兵庫を除く)
 平成 24 年度
 144,804 千円(税込)
 5 会館(兵庫を除く)
 前年度比 827 千円増

清掃・警備の管理・運營業務については、上記の管理・運營業務とは別契約とした。

清掃・警備・寝具の状況

平成 23 年度
 16,194 千円(税込)
 4 会館(東京国際交流館、兵庫の清掃・警備を除く)

<p>・定量的指標(レジデント・アシスタントの配置状況)</p> <p>A 全5会館に1名以上配置され、かつ4会館に2名以上配置</p> <p>B 全5会館に1名以上配置</p> <p>C 1名も配置していない会館がある</p>	<p>平成24年度 15,672千円(税込) 4会館(東京国際交流会館、兵庫の清掃・警備を除く) 対前年度比522千円減</p>																				
	<p>レジデント・アシスタント(RA)の配置</p> <p>利用大学等との連携・協力を推進し、その運営へのより主体的な関与等への配慮を踏まえ、金沢国際交流会館を除く5会館に2名以上のRAを配置し(合計46名)、宿舎での共同設備等の利用方法等生活上の問題を中心に、就学上の問題、友人関係、進路等幅広く留学生の相談に応じるなど、入居者に対する相談活動や日常生活上の指導、助言等を行った。</p> <p>金沢国際交流会館については、金沢大学及び北陸大学に対して居室の貸出利用方式により運営を行っているが、大学の運営へのより主体的な関与等への配慮を踏まえた結果、大学の方針により、機構として謝金を支払う形態でのRAを配置することができなかった。</p> <p>しかし、入居者を対象としたウェルカムパーティーや生花などの文化教室といった事業を実施するなど、入居者に対する様々な配慮を施し、きめ細かなサービスを提供している。</p> <p>【レジデント・アシスタント(RA)の配置状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>16会館中</td> <td>15会館中</td> <td>15会館中</td> <td>5会館中</td> </tr> <tr> <td>2名以上配置(会館)</td> <td>15</td> <td>14</td> <td>15</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>1名配置(会館)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度		16会館中	15会館中	15会館中	5会館中	2名以上配置(会館)	15	14	15	5	1名配置(会館)	1	1	0	0
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度																	
	16会館中	15会館中	15会館中	5会館中																	
2名以上配置(会館)	15	14	15	5																	
1名配置(会館)	1	1	0	0																	

地域住民等との連携・協力のもと、先導的な国際交流事業に参加する機会を提供しているか。また、国際交流会館等の会議室等附属施設利用について地方公共団体や大学等に広く周知し、業務に支障のない範囲で国際交流活動の場として提供し、中期計画の達成に向けて年間稼働率の向上を図っているか。

国際交流推進状況

国際交流会館等の施設を活用し、地方公共団体、地域ボランティア等との連携・協力により、入居者に以下のプログラム等への参加機会を提供した。

- 国際理解講座(3 会館で実施)
- 日本文化紹介プログラム(3 会館で実施)
- 文化祭等会館関連行事(5 会館で実施)
- スポーツ交流(1 会館で実施)
- 各種文化教室等(2 会館で実施)

先導的国際交流事業への参加促進(1 会館の入居者が参加)
先導的国際交流事業(主なもの)を ~ のように定義しており、以下の事業への参加機会を提供した。

- 地域の課題に取り組む事業(まち作り、男女共同参画、少数弱者支援等)
- 地域の国際化に資する事業
- 公共性を有し、多文化共生に資する事業
- 国際的な課題(医療・地球環境問題・貧困)に取り組む事業
- 留学生の諸問題(就職支援・住宅問題等)に取り組む事業

(1)国際理解ネットワーク促進事業(平成 24 年 11 月 24 日)

(地域の課題に取り組む事業)

実施者:大分地域留学生交流推進会議、特定非営利活動法人大学コンソーシアムおおいた

参加者:10 名(大分国際交流会館から参加者あり)

東京国際交流館

東京国際交流館の施設を中心に、次のプログラムを実施した。

プログラム名		月日等	使用施設
国際交流フェスティバル		8月11日	国際交流会議場等
文化・芸術展	国際研究交流大学 村フォトコンテスト	8月22日～ 9月5日	プラザ平成
	日本文化研修 (座禅)	3月7日	建長寺 (神奈川県鎌倉)
日本文化紹介プログラム	お正月イベント	1月12日	交流広場等
バザー		5月26日、 10月28日	交流広場
交流スキー実習		2月8日～ 2月10日	菅平高原

国際交流事業の推進状況

【評定 31】 A

地域と連携して先導的国際交流事業を実施し、入居者への参加の機会を提供していることが評価できる。

また、国際交流会館等の施設を利用した行事も開催していることが評価できる。

・H24 定量的指標(国際交流会館等の施設の稼働率)

- A 48.5%以上
- B 47.1%以上 48.5%未満
- C 47.1%未満

国際交流会館等の施設の稼働率

「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)における指摘を踏まえ、地域へ施設利用の促進を図るため、国際交流会館の附属施設(多目的ホール、会議施設等)について、地域の地方公共団体やボランティア団体等への施設資料送付やホームページでの広報活動を行い、施設利用の周知を図った。
また、稼働率を向上させる取組として、本機構のホームページに全国の貸出施設一覧を掲載した。

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	前年度比
44.1%	44.8%	52.6%	56.9%	4.3 ポイント増

前年度比は、平成 24 年度におけるものである。
稼働率: 同一施設の稼働日数を貸出し可能日数で除したものの。

国際交流会館等の施設の稼働率

【評定 32】 A

地域の地方公共団体やボランティア団体等への施設資料送付やホームページでの広報活動を行い、施設の稼働率が前年度比 4.3 ポイント増の 56.9%となっていることが評価できる。

国際交流会館等については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針(平成 24 年 1 月 20 日閣議決定。以下「制度及び組織の見直しの基本方針」という。)において、「売却を進めている国際交流会館等のうち、やむを得ない事情により売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時まで結論を得る。」とされたことを踏まえ、引き続き売却に向けて努力するとともに、資産の有効活用の観点から留学生宿舎として活用する場合、利用大学の運営へのより主体的な関与を得るよう努めるなど、適切な措置を講じているか。

国際交流会館等の売却

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)において、留学生宿舎等(国際交流会館等)の設置・運営については「大学・民間等への売却を進め、平成 23 年度までに廃止する」とされていたため、平成 24 年 3 月末で学生の退去を進めていたところ、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成 24 年 1 月 20 日閣議決定)において、「売却を進めている国際交流会館等のうち、やむを得ない事情により売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時まで結論を得る」とされた。

(平成 25 年度予算編成の基本方針(平成 25 年 1 月 24 日閣議決定)において、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成 24 年 1 月 20 日閣議決定)は、それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結)することとされた。)

このことを踏まえ、平成 23 年度末までに売却ができなかった札幌、金沢、兵庫、福岡及び大分の各国際交流会館、東京国際交流館については、地元自治体及び大学等と売却等に向けて引き続き協議を行うとともに、資産の有効活用の観点から引き続き大学等に留学生宿舎として居室の提供を行った。

国際交流会館等の売却及び活用状況

【評定 33】 A

平成 23 年度末までに売却できなかった国際交流館等については、引き続き地元自治体及び大学等と売却等に向けて協議を行うとともに、資産の有効活用の観点から大学等と連携・協力し留学生宿舎として居室の提供を行っていることが評価できる。

	<p>また、利用大学の運営へのより主体的な関与を得るため、大学等に居室を直接貸出し、当該大学等から学生等に居室を配分する「貸出利用方式」を新設し、金沢、兵庫及び福岡の各国際交流会館、東京国際交流館において利用大学等との連携・協力を得て運営した。さらに、平成 24 年度は、東京国際交流館においては、大学推薦方式による入居資格に学部留学生(研究生を含む)、大学が実施する学生受入プログラム(インターンシップを含む)に参加し教育を受ける外国人学生、及び大学に所属する日本人学生(学部 3 年生相当以上)を新たに追加した。</p> <p>札幌、兵庫、福岡、大分の各国際交流会館においても、大学推薦方式の募集対象を大学等に所属する日本人学生、外国人研究者まで入居資格を拡大した。</p>	
<p>私費外国人留学生学習奨励費給付制度等と連携しつつ、留学生借り上げ宿舎支援事業を実施し、低廉かつ安心できる宿舎確保を推進しているか。</p> <p>また、支援対象の大学等の留学生宿舎の借り上げ状況等については、引き続き適切に把握し事業を実施しているか。</p>	<p>留学生借り上げ宿舎支援事業 私費外国人留学生学習奨励費給付制度及び留学生交流支援制度(ショートステイ)と連携した留学生借り上げ宿舎支援事業を実施し、低廉かつ安心できる宿舎確保を推進した。</p> <p>学習奨励費受給者等支援 延べ 105 校 1,714 戸 114,259 千円</p> <p>留学生交流支援制度(ショートステイ)支援 延べ 10 校 105 戸 6,444 千円</p> <p>ホームステイ支援 延べ 12 校 174 世帯 3,332 千円</p> <p>助成対象の留学生宿舎の運営状況 補助金適正化法等に基づき入居状況を適切に把握し、対応した。</p> <p>留学生借り上げ宿舎支援事業 途中解約等により支援対象から外れた宿舎について、大学等に指導を行い、返金させた。</p> <p>留学生宿舎建設奨励事業 事業は平成 21 年度をもって終了しているが、平成 21 年度までに設置された全 31 大学等に対し、平成 24 年 7 月に 5 月 1 日現在の宿舎の入居状況を文書で確認した。</p>	<p>留学生借り上げ宿舎支援事業の実施状況 【評定 34】 A</p> <p>私費外国人留学生学習奨励費給付制度と連携した留学生借り上げ宿舎支援事業を実施し、低廉かつ安心できる宿舎確保を推進していることが評価できる。</p> <p>また、支援対象となった大学等の留学生宿舎の借り上げ状況は適切に把握しており、途中解約等により支援対象から外れた宿舎については大学等に指導を行い返金させる等、適切に対応していることが評価できる。</p>

【(小項目)1-3-5】	(5)日本留学試験の実施	【評定】			
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】		B			
<p>得点の等化・標準化、海外実施における複数問題準備、試験監督の厳正化等により、試験実施の公平性及び信頼の確保に努める。また、大学等や日本語教育機関からの要望を踏まえ、英語科目の導入について検討する。さらに、利便性を向上させる観点から、試験問題の多言語化やコンピュータ試験について検討を行う。</p> <p>外国人留学生の受入れを推進する観点から、新たな海外における試験実施国・都市を検討する。海外の社会情勢、日本における外国人の入国管理行政の状況に特段の変化がない限り、中期目標期間における年間受験者数の平均が、前中期目標期間における年間受験者数の平均を上回ることをとする。</p> <p>また、渡日前入学受入れを含め、日本留学試験の大学等の利用促進に資する方策を検討・実施する。</p>		H21	H22	H23	H24
		A	A	B	B
		実績報告書等 参照箇所			
		【事業報告書】			
		- 2 - (2) 留学生支援事業 - 日本留学試験の実施(p.31)			
【インプット指標】					
(中期目標期間)	H21	H22	H23	H24	H25
決算額(百万円)	587	569	526	444	
従事人員数(人)	8	8	9	8	
決算額は、当該項目の事業に係る物件費(日本留学試験の実施経費等)及び人件費の合計額である。					
評価基準	実績			分析・評価	
<p>試験監督の厳正化等試験実施の公平性、信頼確保に努めるため、適正な試験問題作成及び点検体制を強化するとともに、実施体制等について大学等の意見聴取を行い、質の向上を踏まえた日本留学試験の実施に努めているか。また、英語科目の導入について大学等への意見聴取を踏まえ検討するとともに、コンピュータ試験については、引き続き試行試験の結果を踏まえ検討しているか。</p>	<p>適正な試験問題作成及び点検体制の強化</p> <p>(1)試験問題作成体制を強化するため、日本語科目作成委員を2名増員した。</p> <p>(2)基礎学力科目(理科、総合科目、数学)のシラバス(出題範囲)は日本の高等学校の学習指導要領に基づいているため、今般高等学校において新しい学習指導要領が実施されたことを受け、基礎学力科目のシラバスを改訂することとし、改訂のスケジュール等を本機構ホームページで公開したほか、大学や日本語教育機関等にも周知した。</p> <p>実施体制等について大学等の意見聴取</p> <p>(1)障害を持った応募者に対応するため、平成23年度に引続き、障害者と国内外の試験について造詣の深い有識者1名に調査員を委嘱し、障害等の理由で特別措置の申し出があった応募者に対して、調査員の意見等を踏まえた特別措置を講じて本試験を実施した。</p>			<p>試験の適正な実施及び質の向上等のための取組状況</p> <p>【評定 35】 A</p> <p>適正な試験問題の作成に向けて体制を強化するとともに、高校の学習指導要領の改訂に対して適切に対応していることが評価できる。</p> <p>英語科目の導入及びコンピュータ試験への移行については、早期に結論を出すことが望まれる。</p>	

<p>・ 標準処理期間の設定、処理日数の縮減、 手続の電子化等、利用者の利便性向上に向けた取組を行っているか。</p> <p>・ 業務の効率化について、検査マニュアルの見直し、関係機関との連携、定型的検査の民間委託等の取組を行っているか。</p>	<p>(2)試験実施協力大学の意見を踏まえ、試験当日、禁煙やゴミの分別等会場利用に関する受験者に対する注意喚起の方法を改善した。</p> <p>英語科目の導入についての検討 英語科目の導入について、平成 23 年度に大学を対象に実施した外国人留学生入試に英語を課しているか等のアンケート調査結果等も参考に、有識者による英語科目のスキーム、シラバス(出題範囲)等の検討に着手した。</p> <p>コンピュータ試験に関する調査 平成 22 年度及び平成 23 年度に文部科学省が実施したコンピュータ試験の試行試験の結果も踏まえて、現行の試験をコンピュータ試験に移行する場合の具体的な運用プラン、実施スケジュール、試験問題開発に関する課題、導入費用等を整理し、コンピュータ試験化に関するメリット・デメリットを検証するための調査を実施し、引き続き検討した。</p> <p>【利用者の利便性向上に向けた取組状況】 利便性を向上させる観点から、平成 22 年度及び平成 23 年度に文部科学省が実施したコンピュータ試験の試行試験の結果も踏まえて、現行の試験をコンピュータ試験に移行する場合の具体的な運用プラン、実施スケジュール、試験問題開発に関する課題、導入費用等を整理し、コンピュータ試験化に関するメリット・デメリットを検証するための調査を実施し、引き続き検討した。</p> <p>外国人留学生の入学選考において、日本留学試験の成績を利用し、国外から直接出願を受け付け、入学選考のための出願者を渡日させることなく合否を判定し、入学を許可する「渡日前入学許可制度」を促進している。平成 24 年度は、大学等に対し、日本留学試験の利用や渡日前入学許可等の取組を促したところ、平成 23 年度よりも実施校数が増加したことから、日本留学試験利用者の利便性が向上した。</p> <p>【業務の効率化についての取組状況】 日本留学試験の運営を効率的かつ安定的に行うため、試験監督等に関するマニュアルを、全ての試験実施協力者に配付するとともに、当該マニュアルに基づく試験実施方法等に関する説明会を開催し周知徹底に努め、試験を円滑に運営した。</p>	
---	--	--

・ 受益者負担の妥当性・合理性があるか。

【受益者負担の妥当性・合理性】

安定的かつ継続的な試験実施及び試験の質の向上を図るため、外部有識者から構成される平成 24 年度日本留学試験実施委員会に諮ったところ認められたため、平成 25 年度日本留学試験から、より妥当かつ合理的な受験料を適用することとした。

受験料国内	平成24年度	平成25年度
1科目のみの受験者	5,460円(税込み)	5,960円(税込み)
2科目以上の受験者	10,920円(税込み)	11,920円(税込み)

新たな海外における試験実施国・都市については、現地の日本留学需要及び試験実施体制を十分調査し、既存の実施国・都市の見直しも含めて、次年度の実施計画を検討しているか。また、引き続き日本語教育機関等への広報を充実させ、年間受験者数の拡大を図っているか。さらに、大学等への広報を強化し、渡日前入学受入れを含め、日本留学試験の大学等の利用促進方策を実施しているか。

海外実施に係る計画の策定状況

(1)新たな海外における試験実施国・都市及び既存の実施国・都市の見直しを検討するための検討方針及び平成 25 年度の計画を記載した、「海外実施計画」を策定した。

(2)新規実施検討候補であるカトマンズ(ネパール)に出張し、日本留学同窓会、在ネパール日本国大使館、日本語教育機関等からの意見聴取等により、現地の日本留学事情、日本語学習状況、試験実施のためのインフラ整備状況等の現地調査を行った。

既存実施国・地域での実施状況

本機構が主催する日本留学フェア等、海外での広報などに努めた結果、インドネシア等一部の実施国・地域では平成 23 年度よりも受験者数が増加した。

年間受験者数

平成 24 年度日本留学試験においては、円高や東日本大震災等の影響のため、受験者の大半を占める日本国内の日本語教育機関の在籍者が減少したこと等の理由により、日本語教育機関等への広報を引き続き実施したが、年間受験者数の平成 24 年度目標値の 41,000 名には及ばず平成 23 年度受験者数を下回ったが、海外においては広報が奏功し受験者が増加した国・地域もあった。

今後国内外の受験者層の属性等の調査・分析も行った上で、効果的な受験者数増の取組を強化するために、「平成 25 年度日本留学試験利用促進のための取組」を策定した。

・ 定量的指標(年間受験者数)

- A 41,000 名以上
- B 29,000 名以上 41,000 名未満
- C 29,000 名未満

海外実施に係る計画の策定状況

【評定 36】 B

新たな海外における試験実施国・都市及び既存の実施国・都市の見直しに向けて海外実施計画を策定していることが評価できる。

また、新たな実施予定国の状況調査を行うとともに、既存実施国での広報にも努めていることが評価できる。

一方で、年間受験者の総数は減少しており、さらに細やかな分析に基づいた改善策の立案と実行が望まれる。

年間受験者数

【評定 37】 B

東日本大震災等の外部要因もあり、目標値には達しておらず、前年度より減少している。

策定された「平成 25 年度日本留学試験利用促進のための取組」が今後着実に遂行されていくことが望まれる。

< 年間受験者数 >

	第1回	第2回	計
前中期目標期間における平均年間受験者数	-	-	36,554名
平成20年度受験者数	19,026名	21,510名	40,536名
平成21年度受験者数	21,461名	22,935名	44,396名
平成22年度受験者数	23,294名	23,397名	46,691名
平成23年度受験者数	19,579名	18,592名	38,171名
平成24年度受験者数	16,032名	15,763名	31,795名

< 参考 > 海外実施状況

		平成23年度	平成24年度
海外実施国・地域数		14の国・地域17都市	14の国・地域17都市
海外受験者数	第1回	3,591名	3,038名
	第2回	2,730名	2,460名
	合計	6,321名	5,498名

試験の利用促進のための取組状況

(1)「日本留学試験(EJU)利用のご案内」を作成し、平成25年度の試験実施通知の際に、大学等に送付した。また、各地域の国立基幹大学が主催する日本留学試験地域ブロック会議等において配付・説明するとともに、文部科学省が主催する留学生交流総合推進会議において配布する等、大学等に対し、日本留学試験の利用、渡日前入学許可等の取組を促した。

(2)日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校は平成24年度末で94校であり、平成23年度より増加した。(平成23年度末93校)

渡日前入学許可とは、外国人留学生の入学選考において、日本留学試験の成績を利用し、国外から直接出願を受け付け、入学選考のための出願者を渡日させることなく合否を判定し、入学を許可するものである。

(3)大学に対する平成25年度の試験実施通知の際に、大学院入試への活用についても検討を依頼することにより、試験の利用促進を図った。

試験の利用促進のための取組状況

【評定38】 A

日本留学試験利用案内を作成し、試験の利用促進に取り組むとともに、日本留学試験を利用した渡日前入学許可等の取組を促したことで、渡日前入学許可実施校が前年度から増加していることが評価できる。

(小項目)1-3-6		(6)日本語教育センターにおける教育の実施				【評定】 A					
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 日本語教育のモデルとなる質の高い教育を実践する。特に、カリキュラム・教材等の開発、日本語教育機関と高等教育機関との研究協議会の開催、外国人日本語教員に対する現職研修及び教材の提供等を推進する。 私費外国人留学生に係る学生数の縮小を図りつつ、高等専門学校又は専修学校への進学を希望する国費留学生や外国政府派遣留学生を積極的に受け入れるとともに、効果的・効率的な事業の実施を推進するため、日本語教育部門の運営体制のさらなる見直しを行う。 卒業予定者に教育内容等に係る満足度に関する調査を行い、回答者の80%以上から肯定的な評価を得られるようにする。 日本語教育センターの外国人留学生及び卒業生を対象に、日本の小・中・高・大学生、社会人との交流事業、ホームステイ等への積極的参加を促進する。 日本語教育センターの附属施設を地域に積極的に開放する。						H21 H22 H23 H24 A A A A					
						実績報告書等 参照箇所 【事業報告書】 - 2 - (2) 留学生支援事業 - 日本語教育の実施(p.36~37)					
【インプット指標】											
(中期目標期間)		H21		H22		H23		H24		H25	
決算額(百万円)		770		622		530		506			
従事人員数(人)		47		43		37		37			
決算額は、当該項目の事業に係る物件費(東京日本語教育センター経費、大阪日本語教育センター経費等)及び人件費の合計額である。											
評価基準		実績				分析・評価					
日本語教育のモデルとなる質の高い教育を実践するため、新カリキュラムに基づき引き続き教材の開発等に取り組んでいるか。日本語教育機関と高等教育機関との研究協議会を実施し、その成果の普及を図っているか。また、外国人日本語教員に対する現職研修の場を提供するとともに、教材の提供等を推進しているか。		教材の開発 平成22年度に改訂したカリキュラムに基づき以下の教材開発等に取り組んだ。 (1)アラビア語圏の学生のための教材開発 アラビア語圏の学生の学習背景に配慮し、基礎科目の知識を補うための教材が不足していることから、以下の対応を行った。 平成22年度に作成した「留学生のための理科系専門用語辞典(数学・物理・化学・生物)日本語-英語-アラビア語」を引き続き、授業に活用、市販した。 新たに「物理テキスト アラビア語圏の学生のための物理(力学編)」を作成した。 アラビア語圏の学生の学習背景に配慮し、音声・会話を中心とした日本語初級入門教材の作成に着手した。				質の高い教育の実践状況 【評定 39】 A アラビア語圏の学生のための新規テキスト開発・作成・販売を行ったこと、ミャンマーの教員への日本語研修を行ったことは、より広い地域からの留学生受入れに向けた貴重な取組であり評価できる。 また、日本語教育機関と高等教育機関との研究協議会を開催し、日本語予備教育の質の向上を図っていることが評価できる。					

(2)専修学校進学者のための教材開発

「専門学校に進学する留学生のための日本事情」の改訂作業、別冊教材の作成を進めた。

(3)基礎科目教材の開発

数学科

高等学校における新指導要領の実施に伴う日本留学試験のシラバス改訂に対応するため、数学教材の改訂に着手した。

社会科

「総合科目サブノート()」について、非漢字圏の学生もより学習しやすいようにする等の観点から、構成を「地理・歴史・経済・政治・国際社会」に改めるとともに、内容も見直したほか、英訳付語彙リストを巻末に収めるなどの改訂を行った。

()「総合科目サブノート」とは、地理・歴史・経済・現代社会のポイントを網羅的にまとめ一冊で学習できる平成 23 年度に試用した教材。

(4)非漢字圏学生・理科系学生に対応した総合日本語教材の開発

非漢字圏学生・理科系学生に対応した総合日本語教材として平成 23 年度に作成した日本語中級教材 7 分冊(読解・聴解・文章表現・口頭表現・文法リスト・語彙リスト・漢字リスト)の改訂に着手した。

研究協議会の開催

外国人留学生のための日本語予備教育の質の向上を図るために、進学先教育機関の留学生担当者と日本語教育機関関係者が緊密に情報交換、意見交換を行う研究協議会を、東京、大阪で開催した。

また、成果の普及を図るため、実施概要報告を機構のホームページ上に掲載した。

海外教員短期研修

ミャンマー(ミャンマー元日本留学生協会日本語センター講師)の教員 1 名を招聘し、日本語の指導方法について 5 日間研修を行った(平成 25 年 1 月)。

また、教員の所属機関に対し、日本語教育センター作成・使用の教材を提供し、教員所属機関における日本語教育を支援した。

引き続き私費外国人留学生の受入れ数の縮小を図りつつ、特に高等専門学校又は専修学校への進学を希望する国費留学生や外国政府派遣留学生の積極的な受入れを図っているか。また、日本語教育部門については、効果的・効率的な事業の実施を推進するため、引き続き組織・運営体制の改善を図っているか。

・定量的指標(学生の受入状況)

私費外国人留学生の受入状況

A 前年度以下の受入れ数

B 前年度超かつ平成 20 年度実績以下の受入れ数

C 平成 20 年度実績超の受入れ数

学生の受入れに係る取組

外国政府派遣留学生等の積極的な受入れを図るため、関係国大使館等と綿密な連絡を取り、本センターの受入体制、指導、学習環境などについて積極的なアピールを行った。

また、海外留学に注力しているサウジアラビアをはじめとする中東諸国からの留学生を獲得するため、平成 24 年 4 月に開催されたサウジアラビアの「国際高等教育フェア 2012」に参加した。

国費・政府派遣・私費別受入れ数

私費留学生の受入れ数と受入れ数に対する割合は、前年度以下に抑制した。

また、国費留学生や外国政府派遣留学生の受入れについては、受入れ数及び受入れ数に対する割合とも前年度を上回った。

学生の受入状況

【評定 40】 A

私費外国人留学生の受入れ数及び全体に対する割合を前年度以下としつつ、国費留学生及び外国政府派遣留学生の受入れ数及び全体に対する割合を増加させていることが評価できる。

また、サウジアラビア等の海外留学に積極的な中東諸国に対して積極的なアピールを行っていることが評価できる。

区分	平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度			平成 24 年度		
	東京	大阪	計									
受入れ数 (名)	264	191	455	237	151	388	135	155	290	172	155	327
国費留学生 (名)	80	41	121	79	33	112	43	15	58	51	29	80
(%)	-	-	26.6	-	-	28.9	-	-	20.0	-	-	24.5
政府派遣留学生 (名)	78	29	107	52	19	71	18	46	64	44	38	82
(%)	-	-	23.5	-	-	18.3	-	-	22.1	-	-	25.1
私費留学生 (名)	106	121	227	106	99	205	74	94	168	77	88	165
(%)	-	-	49.9	-	-	52.8	-	-	57.9	-	-	50.5

希望教育等別受入れ数

※（ ）内は 23年度実績	東京	大阪	計	受入数に 対する割合
受入れ数	172名(135名)	155名(155名)	327名(290名)	
準備教育を希望する学生	30名(15名)	6名(7名)	36名(22名)	11.0%(7.6%)
非漢字圏からの学生	105名(81名)	74名(65名)	179名(146名)	54.7%(50.3%)
大学院進学を希望する学生	35名(42名)	50名(69名)	85名(111名)	26.0%(38.3%)
基礎教科の予備教育を希望する学生	137名(93名)	105名(86名)	242名(179名)	74.0%(61.7%)

・関連業界、受講者等のニーズの変化を踏まえた取組を行っているか。

【関連業界、受講者等のニーズの変化を踏まえた取組の状況】

海外留学に注力しているサウジアラビアをはじめとする中東諸国からの留学生を獲得するため、平成24年4月にサウジアラビアで開催された「国際高等教育フェア 2012」に参加し、日本語教育センターの受入体制、指導、学習環境などについて積極的なアピールを行う等、海外留学に注力している国のニーズを捉えて適切に対応した。

以下のとおり、進学を希望する者のほぼ全員が進学できており、受講者等のニーズを踏まえた授業を行っている。

※（ ）内は 23年度実績	東京	大阪	合計
進学希望者数(A)	148名(140名)	142名(100名)	290名(240名)
進学者数(B)	147名(138名)	141名(99名)	288名(237名)
進学率(B/A)	99.3%(98.6%)	99.3%(99.0%)	99.3%(98.8%)

日本語教育センターの教育及び教育環境改善のため、平成25年3月修了予定者に対するアンケート調査を平成25年2月に実施した。日本語教育センターについて、4段階による満足度調査で、「満足」「やや満足」の回答は、東京、大阪とも92%以上であり、受講者等のニーズに応えられている。

・ 定量的指標 (卒業者の進学率 (進学者数 / 進学希望者数))

- A 97.6%以上
- B 95.4%以上
- 97.6%未満
- C 95.4%未満

卒業者の進学率の状況

	平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度			平成 24 年度		
	東京	大阪	計									
進学希望者数 (A) (名)	220	166	386	220	141	361	140	100	240	148	142	290
進学者数 (B) (名)	217	164	381	217	140	357	138	99	237	147	141	288
進学率 (B/A) (%)	98.6	98.8	98.7	98.6	99.3	98.9	98.6	99.0	98.8	99.3	99.3	99.3

参考 定量的指標について

(1)A 評定の 97.6% : 第 1 期中期目標期間の平均値 97.8% を第 2 期でも維持するために、平成 22 年度以降に平均的に達成する必要がある水準

平成 21 年度 98.7% のため、平成 22 年度以降、平均的に達成すべき水準は 97.6% である。

(2)B 評定の 95.4% : 第 1 期中期目標期間における実績率の最低値 (東京日本語教育センターの平成 16 年度実績率)

【業務の成果・効果】

以下のとおり、進学希望者のほぼ全員が進学した。

※ () 内は 23年度実績	東京	大阪	合計
進学希望者数 (A)	148名 (140名)	142名 (100名)	290名 (240名)
進学者数 (B)	147名 (138名)	141名 (99名)	288名 (237名)
進学率 (B/A)	99.3% (98.6%)	99.3% (99.0%)	99.3% (98.8%)

・ 関連業界への就職率、資格取得割合、修了後の活動状況等、業務の成果・効果が出ているか。

卒業者の進学率 (進学者数 / 進学希望者数)

【評定 41】 A

卒業者の進学率が対前年度比 0.5 ポイント増の 99.3% と高い水準を維持し、目標値も上回っていることが評価できる。

・業務の効率化について、教材作成作業等の効率化、研修施設の有効活用、施設管理業務の民間委託等の取組を行っているか。

【業務の効率化についての取組状況】

学生募集活動については、これまで東京校、大阪校それぞれ独自に実施していたが、両校のPR等における連携を一層強化した。
また、カリキュラム・教材研究開発室の管理の下、教材を両校で分担して作成するとともに、作成・改訂した教材を相互に活用するなどの連携強化を図り、両校の教育の質の向上に努めた。
以上により、効果的・効率的な事業の実施を推進するため、組織・運営体制の改善を図った。

平成24年度は、日頃交流がある近隣地域の学校等に、交流事業の促進と併せて施設利用のPRを行う等、効果的かつ積極的に周知を行い、施設の有効活用を図った。

具体的には、教育活動に支障のない範囲で学生ホール及び教室を地域に開放し、NPO法人などを貸出し先に、学生ホール58件、教室29件、計87件の貸出しを行った。

・受益者負担の妥当性・合理性があるか。

【受益者負担の妥当性・合理性】

日本の大学院・大学・高等専門学校等の高等教育機関に進学を希望する外国人留学生のために、優れた日本語教育と必要な基礎科目の徹底した習得を含めた予備教育を行うため、下記のとおり納入金(選考料、入学金、授業料、教材費、施設維持費、課外活動費を含む)を設定している。
この納入金は、東京都内と近畿地区にある、準備教育を行いかつ宿舎を有する他の日本語教育機関とほぼ同水準であり、利用者に対し妥当かつ合理的な納入金をもって、質の高い優れた教育を提供している。

区分	1年コース	1年半コース
納入金	810,000円	1,167,500円

運営体制の見直し状況

【評定42】 A

組織・運営体制の改善を図り、東京校、大阪校が連携してカリキュラム・教材研究開発を行うなど、効果的・効率的な事業の実施を推進していることが評価できる。

また、納入金については、準備教育を行う他の日本語教育機関とほぼ同水準であり、利用者に対して妥当かつ合理的な金額であるといえる。

卒業予定者に教育内容等に係る満足度に関する調査を行い、回答者の80%以上から肯定的な評価を得られるようにし、その調査結果を踏まえ業務の改善を図っているか。

・定量的指標(肯定的な評価の割合)

- A 80%以上
- B 56%以上 80%未満
- C 56%未満

修了予定者に対するアンケート調査

日本語教育センターの教育及び教育環境改善のため、平成25年3月修了予定者に対するアンケート調査を平成25年2月に実施した。

(1)日本語教育センターに対する満足度

4段階による満足度調査で、「満足」「やや満足」の回答は、東京、大阪とも92%以上であった。

	平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	東京	大阪	平均									
日本語教育センターに対する満足度	97%	97%	97%	93%	93%	93%	99%	97%	98%	92%	95%	94%

(2)個別項目に対する満足度調査

日本語の授業、日本語の教材、日本語教員、基礎科目、進路指導、課外活動、学習環境、生活サポート、交流活動、教育サービスの各項目について調査を行った結果、個別項目についても基礎科目を除く全ての項目で満足度は80%以上であった。

(3)平成23年度のアンケート結果を踏まえた改善

アラビア語圏の学生の学習背景に配慮し、基礎科目の知識を補うための教材が不足していることから、以下の対応を行った。

- ・平成22年度に作成した「留学生のための理科系専門用語辞典(数学・物理・化学・生物)日本語-英語-アラビア語」を引き続き授業で活用した。
- ・新たに「物理テキスト アラビア語圏の学生のための物理(力学編)」を作成した。
- ・アラビア語圏の学生の学習背景に配慮し、音声・会話を中心とした日本語初級入門教材の作成に着手した。

「専門学校に進学する留学生のための日本事情」の改訂作業、別冊教材の作成を進めた。

「総合科目サポート」()について、非漢字圏の学生もより学習しやすいようにする等の観点から、構成を「地理・歴史・経済・政治・国際社会」に

肯定的な評価の割合

【評定43】 A

修了予定者に対するアンケート調査において、各校で92%以上の満足度が得られており、目標値を上回っていることが評価できる。

また、調査に基づいて、不足する教材の充実化や改訂作業等を実施していることが評価できる。

	<p>改めるとともに、内容も見直したほか、英訳付語彙リストを巻末に収めるなどの改訂を行った。</p> <p>()「総合科目サブノート」とは、地理・歴史・経済・現代社会のポイントを網羅的にまとめ一冊で学習できる平成 23 年度に試用した教材。</p> <p>非漢字圏学生・理科系学生に対応した総合日本語教材として平成 23 年度に作成した日本語中級教材 7 分冊(読解・聴解・文章表現・口頭表現・文法リスト・語彙リスト・漢字リスト)の改訂に着手した。</p>	
<p>留学生の日本の文化や社会に対する理解を促進するため、地域の小学校等の国際理解教育に関する授業への参加や課外クラブ活動の実施など、日本語教育センターの学生と小・中・高・大学生、社会人との交流を行っているか。また、ホームステイ等への参加を促進しているか。</p>	<p>国際理解教育授業への参加状況</p> <p>地域の小・中学校が実施する国際理解教育授業に対して、日本語教育センター在校生のほか、卒業生の参加・協力も含め、東京で延べ 102 名(2 校・3 回)、大阪 52 名(12 校)が参加した。</p> <p>小・中・高・大学生・社会人との交流状況</p> <p>小・中・高・大学生・社会人との交流会に、在校生が以下のとおり参加した。</p> <p>東京:年間合計 56 件(参加者数 在校生延べ 751 名)</p> <p>大阪:年間合計 41 件(参加者数 在校生延べ 1,002 名)</p> <p>ホームステイへの参加状況</p> <p>ホームステイ受入団体等の協力を得て、東京では北海道北見町等 4 か所に在校生 21 名が、大阪では愛知県豊根村に在校生 5 名がホームステイ・ショートステイに参加し、日本人との交流を図った。</p>	<p>日本理解促進のための取組状況</p> <p>【評定 44】 A</p> <p>地域の小・中学校が実施する国際理解教育授業に参加したほか、小・中・高・大学生・社会人との交流会にも多くの留学生が参加していることが評価できる。</p> <p>また、ホームステイ受入団体等の協力を得て、ホームステイへの参加促進を行っていることが評価できる。</p>
<p>東京日本語教育センターの学生ホール等の施設について、本来の教育活動に支障のない範囲で地域団体等へ開放し、その有効活用を図っているか。</p>	<p>平成 24 年度は、日頃交流がある近隣地域の学校等に、交流事業の促進と併せて施設利用の PR を行う等、効果的かつ積極的に周知を行い、施設の有効活用を図った。</p> <p>教育活動に支障のない範囲で学生ホール及び教室を地域に開放し、NPO 法人などを貸出し先に、学生ホール 58 件、教室 29 件、計 87 件の貸出しを行った。</p> <p>平成 23 年度実績:</p> <p>学生ホール 20 件、教室 11 件、計 31 件</p>	<p>施設の有効活用状況</p> <p>【評定 45】 A</p> <p>効果的かつ積極的に周知を行う等、施設の有効活用を図り、前年度を大きく上回る貸出しを行っていることが評価できる。</p>

【(小項目)1-3-7】	(7)留学情報提供・相談機能の強化	【評定】			
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】		A			
<p>留学情報センター及び海外事務所等において、留学情報の収集・整理、留学希望者や国内外の関係機関への情報提供及び留学相談を行う。また、ホームページアクセス件数を平成20年度実績以上とする。なお、各年度において利用状況を分析し、留学情報提供・相談機能の強化のための方策を検討・実施する。</p> <p>留学情報センターは、平成22年度中に廃止する。</p> <p>日本留学に係る情報については、他機関等との連携により日本留学希望者向けのポータルサイトを構築するとともに、情報発信機能を強化し、海外における日本留学希望者のためのワンストップ(一元的窓口)サービスの展開への協力及び留学交流担当者の人材養成を実施する。</p> <p>外国人を対象とした日本留学フェア及び日本留学に関する説明会、日本人を対象とした海外留学フェア及び海外留学に関する説明会を開催する。また、各種教育展、国内外の中等・高等教育機関、国際交流関係団体等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行う。</p>		H21	H22	H23	H24
		A	A	A	A
実績報告書等 参照箇所					
【事業報告書】					
- 2 - (2) 留学生支援事業 - 留学情報の提供等 - ア、イ、エ、オ、カ、キ (p.32~35)					
【インプット指標】					
(中期目標期間)	H21	H22	H23	H24	H25
決算額(百万円)	270	261	177	177	
従事人員数(人)	10	14	10	9	
決算額は、当該項目の事業に係る物件費(海外拠点留学促進事業経費、日本留学説明会経費等)及び人件費の合計額である。					
評価基準	実績			分析・評価	
<p>留学情報の収集・整理及び出版物の作成等を行っているか。また、ホームページの充実を図り、アクセス件数は平成20年度実績以上となっているか。なお、留学生交流及び留学情報提供に関する調査を実施・分析し、留学情報提供機能の強化のために活用しているか。</p>	<p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)により、直接の留学相談窓口である留学情報センターを平成23年3月に廃止したが、日本・海外留学希望者等へ国内外の大学・教育機関の教育体制・教育内容、留学手続き方法、奨学金その他留学関連情報を収集し機構ホームページ等を利用して積極的に情報を発信した。</p> <p>出版物の作成 日本・海外留学に関する各種出版物を作成し、国内外の留学フェア等の際に配布するとともに、要望に基づき、国内外の大学等教育機関、在外公館、国際交流団体等に提供し、留学情報の普及に努めた。</p>			<p>留学情報の提供状況及びその改善状況</p> <p>【評定 46】 A</p> <p>留学に関する各種調査を実施するとともに、日本留学や海外留学に関する各種出版物を作成し配布する等、留学情報の普及に努めていることが評価できる。</p>	

【出版物の作成】

	出版物名	内容		作成部数
日本留学	Student Guide to Japan	日本留学総合案内冊子	8か国語	合計69,200部
	Student Guide to Japan〔簡易版〕	上記の簡易・縮小版	7か国語	合計41,500部
	日本留学奨学金パンフレット	日本留学のための奨学金一覧	和文・英文	和文:4,000部 英文:3,000部
海外留学	私がつくる海外留学	留学総合案内冊子	和文	6,000部
	海外留学奨学金パンフレット	海外留学のための奨学金一覧	和文	6,000部

留学生交流及び留学情報提供に関する調査
 留学生交流の現状把握及び留学情報提供機能の強化、改善に役立てるため、次の調査を実施した(下記～は平成24年7月実施、下記は平成24年12月～平成25年3月実施)。

- 外国人留学生進路状況調査
- 外国人留学生学位授与状況調査
- 日本人学生留学状況調査
- 外国人留学生年間短期受入れ状況調査
- 短期教育プログラムによる外国人学生受入れ状況調査
- 海外教育機関調査(インド)

なお、上記、については平成25年2月に調査結果を機構のホームページ上で公表するとともに、上記～については平成25年度の調査結果公表に向けて準備を進めた。

日本留学ポータルサイト
 ウェブを通じた日本留学情報提供におけるワンストップサービスの展開を目指すことを目的として運営している日本留学ポータルサイトについては、迅速な更新作業を行えるようコンテンツの改修を行った。
 また、海外の日本留学説明会等において広報用しおりを配布するとともに、引き続き、関係機関とのリンク拡充に努めた(リンク設定176機関200サイト)。

ワンストップサービス展開への協力
 海外における日本留学希望者のためのワンストップサービス展開のため、タイ(バンコク)に職員を長期出張させて現地での情報提供の強化を図った。

日本留学に係る情報提供については、日本留学ポータルサイトのコンテンツの改修を行い、情報発信機能の強化を図っているか。また、海外における日本留学希望者のためのワンストップ(一元的窓口)サービスの展開に協力しているか。大学等の留学交流担当者育成に寄与する人材養成の機会を設けているか。

	<p>また、海外の様々な場所で日本留学関係の資料を入手・閲覧できる機会を増やすという方針に基づき、日本留学促進資料の公開拠点(20の国・地域、54か所)として指定するアジア地域の大学、図書館等に引き続き日本留学関連資料を送付するとともに、要望に基づき、機構が作成した様々な言語の印刷物を海外の関係機関に提供した。</p> <p>なお、インドネシア、韓国、タイ及びマレーシアに設置する事務所においては、日本留学説明会の実施、留学相談、日本留学関係資料の閲覧、渡日前入学許可推進に係る事業(我が国の大学が行う入学試験会場の提供)等を行った。</p> <p>大学等の留学交流担当者養成のための研修の実施 我が国の大学等において留学生交流業務に携わる教職員を対象に、我が国への留学生受入れに関する分野の専門的知識の修得及び適切な実務研修の機会を提供することを目的として実施した。</p> <p>「留学生交流実務担当教職員養成プログラム」 テーマA『大学等のリスク管理 - 外国人留学生等の受入れに係る安全保障輸出管理 - 』 テーマB『留学生宿舎における生活指導事例』 上記のテーマに基づく研修を東京及び大阪で合計4回実施し、合計263名が受講した。</p>	
<p>・定量的指標(ホームページのアクセス件数)</p> <p>A 1,027万件以上</p> <p>B 719万件以上 1,027万件未満</p> <p>C 719万件未満</p>	<p>ホームページの充実 日本留学への関心の回復に貢献できるよう、魅力的なホームページの構築及びユーザビリティの向上を図った。</p> <p>日本留学に関するホームページ(日本留学ポータルサイトを含む。)については、日本留学希望者向け情報を6言語("Student Guide to Japan"については14言語)で対応した。日本語及び英語のサイトでは、「日本への留学情報」のページをリニューアルするとともに、各情報を当該ページに集約した。また、外国語のページについては、本機構についての紹介を加えた。</p> <p>海外留学に関する情報については、特に機構に対して海外留学希望者からの問い合わせが多い海外留学奨学金情報や海外留学基礎情報の充</p>	<p>ホームページのアクセス件数</p> <p>【評定47】 A</p> <p>ホームページの拡充を図ることで、ホームページのアクセス件数が前年度を大きく上回り、また目標値も達成していることが評価できる。</p>

実を目的として、海外留学奨学金ページや出版物(「海外留学奨学金パンフレット」及び「私がつくる海外留学」)掲載ページを、利用者が使いやすいよう大幅に改訂した。また、平成 23 年度に実施した海外留学経験者の追跡調査の結果を掲載した(平成 24 年 7 月)。

ホームページのアクセス件数
 [(留学情報における)ホームページアクセス件数]

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
アクセス件数(件)	12,077,137	12,786,012	11,472,545	13,775,510

平成 23 年度の件数実績を上回り、目標値の 1,027 万件も上回った。
 13,775,510 件
 (平成 23 年度実績: 11,472,545 件)
 (参考)
 平成 22 年度実績: 12,786,012 件

在外日本公館や教育機関等との連携の下、日本留学希望者のための日本留学フェア及び日本留学セミナーを実施するほか、海外において他機関が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供を行うことで、日本留学の促進を図っているか。また、在日外国公館や教育機関等との連携の下、海外留学希望者のための海外留学フェア及び海外留学説明会を実施し、海外留学の促進を図っているか。

日本留学フェア及び日本留学セミナーの実施
 日本の大学等や関係機関の参加を得て、諸外国において「日本留学フェア」を実施し、日本の高等教育に関する情報及び個々の大学等の教育・研究上の特色等に関する情報をブース対応やセミナー形式により提供するなどして、合計で約 21,000 名の来場者があった。
 タイにおいては、大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業(グローバル 30)採択大学が合同で出展できるよう便宜を図った。

現地帰国留学生会及び在外日本国公館等の協力を得て「日本留学セミナー」を実施し、合計で約 2,400 名の来場者があった。「日本留学セミナー」では、試行的に大学の参加を得て実施し、プレゼンテーションや個別相談を行った。

日本留学フェア及び日本留学セミナーにおいて、日本留学試験実施機関等と連携のもと、日本留学試験模擬試験の実施や日本留学試験模擬試験試験問題の配布を行った。

日本留学フェア等の実施状況
【評定 48】 A
 日本留学フェア及び日本留学セミナーを開催し、多くの来場者に対して日本留学情報を提供していることが評価できる。
 また、海外留学希望者に対して海外留学フェア及び海外留学説明会を開催し、効果的に留学準備を進められるよう情報提供していることが評価できる。

なお、中国については、日本留学フェア、日本留学セミナーいずれについても、例年、中国の団体が主催する国際教育展に参加する形で実施しているが、平成 24 年度は主催団体からの要請により、日中関係を取り巻く状況に配慮し、出展を取りやめた。

日本留学フェア実施状況(8カ国・地域 13都市 中止した中国は除く)

国・地域	都市	日程	参加大学等数	来場者数	備考
北米(米国)	ヒューストン	5/29～6/1	16大学	744名	大学間交流促進プログラム
台湾	高雄	7/21	180大学等2機関	2,153名	
	台北	7/22	199大学等3機関	3,059名	
韓国	釜山	9/8	162大学等3機関	1,750名	
	ソウル	9/9	176大学等3機関	2,450名	
欧州 (アイルランド)	ダブリン	9/12～14	13大学	488名	大学間交流促進プログラム
タイ	チェンマイ	9/14	35大学等3機関	494名	
	バンコク	9/16	59大学等4機関	1,699名	
インドネシア	スラバヤ	9/29	32大学等1機関	1,320名	
	ジャカルタ	9/30	46大学等1機関	2,801名	
中国	北京	10/20・21	35大学等2機関	中止	国際教育展
	上海	10/27・28	30大学等2機関	中止	
ベトナム	ハノイ	11/24	68大学等4機関	866名	
	ホーチミン	11/25	64大学等4機関	815名	
マレーシア	クアラルンプール	12/8・9	27大学等	2,796名	国際教育展

日本留学セミナー実施状況(5カ国 6都市 中止した中国は除く)

国・地域	都市	日程	来場者数
中国	香港	8/18	約220名
モンゴル	ウランバートル	10/6	707名
バングラデシュ	ダッカ	11/4	742名
ネパール	カトマンズ	2/10	約500名
ミャンマー	ヤンゴン	2/16	150名
	マンダレー	2/17	35名
中国	北京	3/9・10	中止

海外留学フェア及び海外留学説明会の実施
海外留学希望者が効果的に留学準備を進められるように、在日外国公館や教育機関等のブース参加を得て、諸外国の教育制度、留学手続き、生

活一般等の正確な情報を提供する「海外留学フェア」を東京で実施し、622名の来場者があった。

加えて、海外留学奨学金の説明や海外留学経験者の経験談を中心とした小規模のセミナーの「海外留学説明会」を、札幌、東京、名古屋、大阪において合計10回実施した。

国内外で他機関が実施する説明会等への積極的参加
日本留学に関しては、国土交通省が展開する「ビジット・ジャパン・キャンペーン」に基づく国際旅行博覧会や大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業(グローバル30)採択大学が海外で実施する日本留学に関する説明会等に参加し、12か国18都市において、資料配布及び個別面談等による日本留学プロモーション活動を合計20回にわたり実施した。

日本国内においても、大学等の要請に基づき、日本留学に関する説明を行った。

海外留学に関しては、大学が主催する留学フェアや国際交流団体等が主催するイベント等に、要請に基づき合計9回参加し、海外留学に関する情報提供を行った。

【(小項目)1-3-8】

(8)外国人留学生等の交流推進

【評定】

A

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】

外国人留学生と日本人学生との交流推進・相互理解の促進を図るため、国際大学交流セミナー、国際シンポジウム等を実施する。
 東京国際交流館プラザ平成会議施設については、市場化テストの活用、一般競争入札等による民間委託により、年間稼働率(全体及び国際交流に係る催事それぞれ)を平成21～22年度については平成18年度実績以上を、平成23～25年度については平成20～22年度の3か年の実績平均値以上を確保する。なお、プラザ平成の留学情報センターが有する情報発信機能など、必要な機能を維持しつつ、会議施設等の管理運営業務を廃止することとし、売却も含めた資産の有効活用方策について関係機関と調整の上、それを踏まえ所要の措置を講ずる。
 留学情報センターは、平成22年度中に廃止する。

H21	H22	H23	H24
A	A	A	A

実績報告書等 参照箇所

【事業報告書】
 - 2 - (2) 留学生支援事業 - 留学生交流推進事業 - ア(p.31)

【インプット指標】

(中期目標期間)	H21	H22	H23	H24	H25
決算額(百万円)	567	514	453	417	
従事人員数(人)	4	3	3	3	

決算額は、当該項目の事業に係る物件費(プラザ平成会議施設運営経費、国際大学交流セミナー経費等)及び人件費の合計額である。

評価基準

日本の大学と海外の大学が合同で実施するセミナーを共催し、支援を行っているか。

実績

外国人留学生国際交流事業
 日本の大学と海外の大学が学生間の専門的な分野に関する活発な意見交換や地域との交流親善等を行うことにより、学生間の相互理解、異文化理解を図り、日本留学の促進とグローバル人材の育成を目的に、以下のとおり7大学を採用して実施した。

日本の大学	海外の大学(国名)	期間	セミナー名	参加者数
北海道大学	アジア工科大学(AIT)(タイ) チュラロンコン大学(タイ)	平成25年8月20日 - 平成25年8月29日	地震や洪水などの災害と交通システムに関する学生提言セミナー	26名
山形大学	ライブニッツ・ハノーバー大学(ドイツ)	平成25年1月7日 - 平成25年1月18日	豪雪地における自然と人間の共生を基礎とした未来の農林業	26名
三重大学	タマサート大学(タイ) チェンマイ大学(タイ) カセサート大学(タイ) モンクットワトンプリ工科大学(タイ)	平成24年8月20日 - 平成24年8月29日	エネルギーの地産地消とバイオマスタウン構築に関する国際セミナー&ワークショップ	28名
岡山大学	浙江大学(中国) 浙江工業大学(中国)	平成24年9月5日 - 平成24年9月15日	日中での最新医学材料に関するプレゼンテーション研修	34名
広島大学	テキサス大学オースティン校(米国)	平成24年8月6日 - 平成24年8月16日	災害リスク管理と気候変動適応策の専門家育成	31名
九州大学	レウヴェン・カトリック大学(ベルギー)	平成24年9月9日 - 平成24年9月18日	有形・無形文化遺産の保護・活用のための法制度及び実務の比較	21名
大分大学	ケーブコースト大学(ガーナ)	平成24年9月11日 - 平成24年9月30日	農村の工業発展と貧困削減に関する調査・研修・学生・研究の国際交流	22名

分析・評価

国際大学交流セミナー等の実施状況
【評定 49】 A
 日本の7大学と海外の大学が合同で実施するセミナーに対して支援を行っていることが評価できる。
 また、東京国際交流館において国際シンポジウム等を開催するとともにアンケート調査を実施し、これに基づき次年度の計画を作成していることが評価できる。

東京国際交流館において、外国人留学生と日本人学生との交流推進・相互理解を図るため、我が国の大学等の協力のもと、国際シンポジウム、講演会及び研究発表会を平成23年度に実施したアンケート調査の結果を踏まえ実施しているか。また、事業毎に参加者のニーズ等についてのアンケート調査を引き続き実施し、次年度以降の事業計画策定に反映させているか。

東京国際交流館等における国際シンポジウム等の実施
東京国際交流館施設において、以下のプログラムを実施した。

プログラム名		内容等	開催日
国際シンポジウム		大学の国際戦略 - その評価手法と指標を考える - * 明治大学の協力により実施。	3月18日
講演会 「国際塾」	第25回	歌舞伎鑑賞教室	7月5日
	第26回	「京町家 一年の暮らし～祇園祭を中心として～」	2月16日
入居者による研究発表会	第38回	キャリア・デザイン・セミナー	12月9日

平成 23 年度のアンケート調査で好評であった「国際理解ワークショップ」は、平成 24 年度は応募者の都合上実施に至らなかった。しかし、平成 24 年度のアンケートで希望が多かった「日本」についてのプログラムと合わせて、平成 25 年度実施を進めていくこととした。

東京国際交流館プラザ平成については、制度及び組織の見直しの基本方針を踏まえ、プラザ平成及び居住棟の一体的な売却に向けて引き続き努力するとともに、売却又は廃止の進め方についての結論を得るまでの間、資産の有効活用の観点から貸出施設として活用を図ることとし、会議施設の年間稼働率を平成 20～22 年度の3か年の実績平均値以上とするよう努めているか。また、年間稼働率のうち国際交流に係る催事の稼働率についても平成 20～22 年度の3か年の実績平均値以上とするよう努めているか。

より効率的・効果的な運営を図る観点から、市場化テストを実施してきた経験を踏まえ、一般競争入札により、受託事業者を選定の上、運営業務を委託した。

プラザ平成会議施設の年間稼働率

稼働率(機構利用除く)	指標 (平成20～22年度実績の3か年平均)	平成23年度	平成24年度
	3階 国際交流会議場&メディアホール	20.3% 以上	30.7%
4階 会議室1～5	18.8% 以上	25.1%	22.7%
稼働率のうち国際交流に係る催事	指標 (平成20～22年度実績の3か年平均)	平成23年度	平成24年度
	3階 国際交流会議場&メディアホール	5.3% 以上	7.5%
4階 会議室1～5	4.0% 以上	4.2%	4.2%

・定量的指標(プラザ平成会議施設の年間稼働率)
A 平成20～22年度の3か年の実績平均値以上

プラザ平成会議施設の年間稼働率

【評定 50】 A

東京国際交流館プラザ平成の年間稼働率は、目標値を上回り、国際交流催事の稼働率も目標値を上回っていることが評価できる。

B 4区分のうち1区分が平成20～22年度の3か年の実績平均値未滿

C 4区分のうち2区分以上が平成20～22年度の3か年の実績平均値未滿

会議施設の稼働率とは、以下の算定式により求められた比率をいう。

稼働率(%) = 利用回数累計(利用区分単位) ÷ (貸出対象施設数 × 利用区分 × 開館日数)

具体的には、会議施設毎に午前、午後、夜間の3区分 × 各室数(2室又は5室) × 開館日数を分母とする。

会議施設の機構利用以外の年間稼働率については、平成23年度末をもって廃止する予定であったことから平成23年度中に翌年度の予約を受け付けることができなかったものの、関係大学、在日外国公館への利用促進PRに取り組んだ結果、全区分において目標を達成することができた。

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、留学生宿舎等(国際交流会館等)については、「大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに廃止する」とされた。

その後、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)において、「売却を進めている国際交流会館等のうち、やむを得ない事情により売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時まで結論を得る」とされた。

(平成25年度予算編成の基本方針(平成25年1月24日閣議決定)において、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)は、それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結することとされた。)

プラザ平成会議施設の収支状況

	平成23年度	平成24年度
収入	70,867千円	66,930千円
支出	341,671千円	356,226千円
収入 - 支出	270,804千円	289,296千円

徴収料金

	平成23年度	平成24年度	(確保されるべき質)
会議施設利用料金	66,170,393円	57,902,116円	
研修宿泊室宿泊料金	732,000円	1,172,000円	
計	66,902,393円	59,074,116円	年間51,200千円以上

徴収料金(光熱水料を除く。)とは、4月1日から翌年3月31日までを1年間とし、その期間内において会議施設等の利用があり、既に料金を徴収している、あるいは請求書を発行しているものの合計額から光熱水料等を差し引いた額のこと。

	<p>上表の「確保されるべき質」は、平成 24 年度東京国際交流館プラザ平成会議施設等運營業務仕様書において「本事業の実施に当たり確保されるべき質」として受託者に求めた質のことである。</p> <p>プラザ平成及び留学生・研究者宿舍の一体的な売却については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成 24 年 1 月 20 日閣議決定)において、「売却を進めている国際交流会館等のうち、やむを得ない事情により売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時まで結論を得る」とされていたことから、プラザ平成については、東京都の定める臨海副都心開発の基本方針や土地利用目的等を踏まえつつ、外部貸出しを行った。</p> <p>(平成 25 年度予算編成の基本方針(平成 25 年 1 月 24 日閣議決定)において、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成 24 年 1 月 20 日閣議決定)は、それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結)することとされた。)</p>	<p>売却も含めた資産の有効活用方策に向けての取組状況</p> <p>【評定 51】 A</p> <p>平成 24 年 1 月の閣議決定及び東京都の定める臨海副都心開発の基本方針や土地利用目的等を踏まえつつ、外部貸出しによる有効活用を図っていることが評価できる。</p>
--	--	--

【(小項目)1-3-9】	(9)外国人留学生の就職支援					【評定】 A											
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>国内での就職を希望する外国人留学生の就職支援に資するため、大学等の教職員等を対象とした就職指導に関するガイダンスや、外国人留学生を対象とした日本企業への就職に関する情報や企業説明会等への支援を関係機関等と連携して行う。また、経済団体、外国人雇用サービスセンター等の関係機関との連携を推進する。</p>						<table border="1"> <tr> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table> <p>実績報告書等 参照箇所</p> <p>【事業報告書】 - 2 - (2) 留学生支援事業 - 外国人留学生の就職支援 (p.35 ~ 36)</p>				H21	H22	H23	H24	A	A	A	A
H21	H22	H23	H24														
A	A	A	A														
【インプット指標】																	
(中期目標期間)		H21	H22	H23	H24	H25											
決算額(百万円)		33	24	23	26												
従事人員数(人)		1	1	1	1												
決算額は、当該項目の事業に係る物件費(外国人留学生のための就職支援経費等)及び人件費の合計額である。																	
評価基準		実績				分析・評価											
<p>国内での就職を希望する外国人留学生の就職支援に資するため、大学等の教職員等を対象とした就職指導に関するガイダンスや、外国人留学生を対象とした日本企業への就職に関する情報提供や就職フェアを関係機関等と連携して行っているか。</p> <p>また、経済団体、外国人雇用サービスセンター等の関係機関との連携を推進しているか。</p>		<p>就職指導に関するガイダンス 「全国就職指導ガイダンス」の中で、「外国人留学生の就職支援についてのセッション」として組み入れて実施した。 (評定 54 参照)</p> <p>外国人留学生就職活動準備セミナー 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校に在籍している外国人留学生に対して留学生の就職・採用活動に関する有益な情報を提供することを目的として、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、日本経済団体連合会等関係団体の後援を受け、また、東京外国人雇用サービスセンター等との緊密な連携により実施した。また、来場者への資料として「外国人留学生のための就活ガイド」を配付した。</p> <p>内容:</p> <p>(1)就活オリエンテーション</p> <p>(2)業種別セミナー</p>				<p>外国人留学生の就職支援の実施状況</p> <p>【評定】 A</p> <p>全国就職指導ガイダンスにおいて留学生の就職支援についてのセッションを設け、大学等における外国人留学生の就職支援強化を図っていることが評価できる。</p> <p>また、就職を希望する外国人留学生に対しては、関係省庁・団体の後援を受け、東京外国人雇用サービスセンター等と連携し外国人留学生就職活動準備セミナーを実施していることが評価できる。</p>											

(3)OB・OG による就活体験談

開催月日	会場	来場者数
平成24年11月26日	東京都立産業貿易センター浜松町館	443名
平成24年11月30日	大阪国際交流センター	189名

機構のメールマガジン(日本留学ネットワークメールマガジン)において東京外国人雇用サービスセンターのセミナーやイベント等の情報提供を行った。

【(小項目)1-3-10】 (10)帰国外国人留学生に対するフォローアップ		【評定】			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>帰国外国人留学生に対して、留学効果の向上に資する支援プログラムを提供する。また、メールマガジンを通じて、帰国外国人留学生に様々な有益な情報を提供する。</p>		A			
		H21	H22	H23	H24
		A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所			
		【事業報告書】			
		- 2 - (2) 留学生支援事業 - 帰国外国人留学生に対するフォローアップ(p.32)			
【インプット指標】					
(中期目標期間)	H21	H22	H23	H24	H25
決算額(百万円)	116	106	92	80	
従事人員数(人)	2	2	2	1	
決算額は、当該項目の事業に係る物件費(帰国外国人留学生フォローアップ事業経費)及び人件費の合計額である。					
評価基準	実績			分析・評価	
<p>帰国外国人留学生に対して、留学効果の向上に資する支援プログラムとして、帰国外国人留学生短期研究制度及び帰国外国人留学生研究指導事業を実施しているか。また、メールマガジンを発行して外国人留学生にとって有益な、機構の留学生支援事業に関する情報、助成金団体等の情報、ビジネス・就職関係情報など様々な情報を提供しているか。</p>	<p>帰国外国人留学生短期研究制度</p> <p>目的:</p> <p>開発途上国・地域等から日本に留学し、現在、自国において教育、学術研究又は行政の分野で活躍している者(以下「帰国留学生」という。)に対し、日本の大学(短期大学を除く)において、当該大学の研究者とともに短期研究を行う機会を提供することにより、開発途上国・地域等の教育、学術研究及び行政の発展と我が国の大学の学術研究及び国際交流の推進に寄与する。</p> <p>平成24年度は、48大学15カ国・地域48名を採用した。</p> <p>帰国外国人留学生研究指導事業</p> <p>目的:</p> <p>留学を終え、自国の大学や学術研究機関で教育、研究活動に従事している帰国留学生に対し、日本における留学時の指導教員を現地に派遣し、研究指導等を実施する。</p> <p>平成24年度は、10大学10名を採用した。</p> <p>Japan Alumni eNews(日本留学ネットワークメールマガジン)</p> <p>【メールマガジンの配信情報: 次のテーマに関する情報を日・英2か国語で</p>			<p>帰国留学生に対するフォローアップの実施状況</p> <p>【評定】 A</p> <p>帰国外国人留学生短期研究制度及び帰国外国人留学生研究指導事業を実施し、帰国した留学生のフォローアップを行っていることが評価できる。</p> <p>また、留学関連ニュース等をメールマガジンで配信していることが評価できる。</p>	

配信した]

機構の留学生事業、日本国内の留学関連ニュース、元留学生・元留学生会等、学術・研究・教育分野、就職関連、日本の紹介ほか

「Japan Alumni eNews」の普及のために、ポスター及びリーフレットを大学、帰国留学生会、国際交流協会等へ送付した。平成 24 年度の配信数は平成 23 年度よりも増加した。

年度	平成23年度	平成24年度
年度最終配信日	平成24年3月9日	平成25年3月8日
国・地域数	169	169
配信数	33,821	39,529
年間合計配信数	361,621	411,826

【(中項目)1-4】 4 学生生活支援事業

【(小項目)1-4-1】 (1) 学生生活支援担当教職員に対する研修の充実

【評定】 **A**

【法人の達成すべき目標(計画)の概要】
 大学等の教職員に対し、学生生活支援に関する下記の領域に係る研修会を、各大学等における取組が十分でなく公共上の見地から必要な事業内容に厳選して、関係機関と連携の上実施する。各研修会に参加した教職員に対し満足度調査を行い、回答者の80%以上から肯定的な評価を得られるようにする。
 () 学生相談領域
 () 就職・キャリア支援領域
 () 留学生修学支援領域
 () 障害学生修学支援その他喫緊の重要課題領域
 なお、留学生修学支援領域は、平成23年度中に廃止する。

H21	H22	H23	H24
A	A	A	A

実績報告書等 参照箇所
【事業報告書】
 - 2 - (3) 学生生活支援事業 - 研修事業別表6「研修事業一覧」

【インプット指標】

(中期目標期間)	H21	H22	H23	H24	H25
決算額(百万円)	289	262	231	178	
従事人員数(人)	26	23	21	18	

小項目 1-4-1、1-4-2 の合計を示す。
 決算額は、当該項目の事業に係る物件費(研修事業経費、情報等収集提供事業経費等)及び人件費の合計額である。

評価基準	実績	分析・評価
大学等の教職員に対し、学生生活支援に関する下記の研修を、各大学等における取組が十分でなく公共上の見地から必要な事業内容に厳選して、関係機関と連携の上実施しているか。また、各研修会に参加した教職員に対し満足度調査を行い、回答者の80%以上から肯定的な評価を得られるようにするとともに、参加者や大学等からのニーズを的確に吸い上げ、カリキュラム等事業内容の改善・見直しについて引き続き検討を行っているか。 なお、受講料については、有料化の導入に向けた具体的な検討結果を踏まえ、就職・キャリア支援研修会[専門コース]を有料とし、その状況を検証していくこととしているか。	「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)を踏まえ、研修事業の重点化・有料化については、平成23年度に設置した研修事業委員会及び研修企画委員会での審議を経て、「学生相談・メンタルヘルス」「就職・キャリア支援」「障害学生支援」の3領域に厳選・重点化した。 留学生修学支援領域は、平成23年度中に廃止した。 また、より効果的な支援を行えるようカリキュラムを抜本的に改訂し、具体的な学習内容等を事前に明示するなどの事業内容の改善を図った。 有料化導入については、大学等の理解と協力が不可欠であり、有料とするに相応する研修内容であることが求められる。 そこで、「就職・キャリア支援研修会」において、専門性の高い研修内容で、対象を「基礎コース」を受講した者に限定する「専門コース」を有料で実施した。 また、その状況については、平成25年度に実施する派遣校への調査を踏まえて検証していくこととした。	学生生活支援担当教職員に対する研修の実施状況 【評定 52】 A 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を踏まえ、「学生相談・メンタルヘルス」「就職・キャリア支援」「障害学生支援」の3領域に厳選して研修会を実施していることが評価できる。 また、「就職・キャリア支援」の「専門コース」を有料化して実施していることが評価できる。

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)において、「研修事業については、真に必要な研修会に厳選するとともに研修の有料化を検討する」とされた。

研修事業委員会、研修企画委員会

(1)研修事業委員会

平成 25 年 3 月 4 日に、研修企画委員会での検討結果を踏まえ、平成 25 年度実施の研修内容、平成 25 年度以降の研修の策定スケジュール等について決定した。

(2)研修企画委員会

以下の日程で、各領域研修会の実施における教材の作成、研修プログラムの進め方、今後の策定スケジュール等企画・運営に係る検討を行った。また、平成 25 年度研修事業の企画・運営については、研修終了後のアンケート結果を参考に講義の進め方等について見直しを行うなど、参加者のニーズ等に着眼した振り返りを経て検討を行った。

【学生相談・メンタルヘルス領域】

(第 1 回):平成 24 年 5 月 30 日

(第 2 回):平成 24 年 8 月 1 日

(第 3 回):平成 24 年 11 月 1 日

(第 4 回):平成 25 年 1 月 31 日

【就職・キャリア支援領域】

(第 1 回):平成 24 年 6 月 5 日

(第 2 回):平成 24 年 10 月 5 日

(第 3 回):平成 25 年 2 月 5 日

【障害学生支援領域】

(第 1 回):平成 24 年 7 月 11 日

(第 2 回):平成 24 年 10 月 11 日

(第 3 回):平成 25 年 2 月 7 日

各領域別研修の実施状況

()学生相談・メンタルヘルス領域

目的:大学等において、現代の学生の状況、メンタルヘルスに関する知見等を踏まえ、自校の教育目的に基づき、学内外の関係者と連携・協力し

()学生相談・メンタルヘルス領域
・学生相談・メンタルヘルス研修会

ながら、学生の課題解決の支援を実施することができる教職員を養成する。また、自校の学生相談の充実に貢献することができる教職員を養成する。

対象者：学生相談に関わる教職員

期待される効果：

- ・心の悩みを抱える学生に対し、窓口で初期対応が適切にできる。
- ・心の悩みを抱える学生を必要な支援につなぐために、関係者と連携・協力して対応できる。
- ・自校における組織の在り方や学生支援方針を意識した支援に取り組むことができる。

実施時期等：以下の表参照。

名称	地区	実施時期/会場	定員	参加者数
()学生相談・メンタルヘルス領域				
学生相談・メンタルヘルス研修会	東京	平成24年8月29日～31日 東京国際交流館プラザ平成	100名	96名
	大阪	平成24年12月13日～15日 大阪府立労働センター エル・おおさか	100名	98名

()就職・キャリア支援領域

・就職・キャリア支援教職員研修会

(基礎コース)

・就職・キャリア支援教職員研修会

(専門コース)

()就職・キャリア支援領域

目的：学生を取り巻く社会的状況と、キャリアや進路選択に関する現代の学生の特徴を理解し、就職・キャリア支援担当者としての実践力の向上を図る。また、自校の就職・キャリア支援の取組全体の整備・改善に貢献できる教職員の能力の向上を図る。

この領域では、研修会を[基礎コース]と[専門コース]の2つのコースに分けて実施した。

対象者：

[基礎コース]就職支援業務又はキャリア支援業務に従事する者。

[専門コース]就職・キャリア支援に関わる専門性の高い知識・技術の修得を希望する者であって、基礎コースを修了した者。

期待される効果：

[基礎コース]

・学生の就職・キャリアに関する相談に対しキャリア・カウンセリングの基本を踏まえた適切な支援ができる。

・現状の就職・キャリア支援に関する取組をより効果的に実施することができる。

[専門コース]

・中核的な教職員として、自校における就職・キャリア支援に関する企画・マネジメント業務の実践力が向上する。

実施時期等：以下の表参照。

名称	地区	実施時期/会場	定員	参加者数
() 就職・キャリア支援領域				
就職・キャリア支援研修会 [基礎コース]	東京	平成24年8月2日～4日 東京国際交流館プラザ平成	100名	96名
	大阪	平成24年9月5日～7日 追手門学院大阪城スクエア	100名	96名
就職・キャリア支援研修会 [専門コース]	東京	平成24年7月6日～7日・11月17日 東京国際交流館プラザ平成	36名	35名

() 障害学生支援領域

・障害学生支援研修会 [理解・実践プログラム]

・障害学生支援研修会 [応用プログラム]

() 障害学生支援領域

目的：障害学生支援に関する基礎知識に基づき、障害学生が修学目的を達成できるよう、ニーズに応じた円滑かつ効率的な支援を実施することのできる教職員を養成する。また、自校の障害学生支援体制の課題を明確化し、整備・改善に貢献できる教職員を養成する。

この領域では、研修会を[理解・実践プログラム]と[応用プログラム]の2つのプログラムに分けて実施した。

対象者：障害学生支援に関わる教職員

期待される効果：

[理解・実践プログラム]

・障害学生支援の基礎知識(基本方針、障害学生のニーズ、障害学生の支援方法等)について基本的な理解を深め、自校の意識を向上させることができる。

・修学上必要な支援について関係者(学外者を含む)と連携・協力関係を築くなどのコーディネートをすることができる。

[応用プログラム]

・自校における障害学生の支援計画の策定・マネジメントを行うことができる。

・自校の障害学生支援体制の課題を明確化し、整備・改善に貢献できる。

実施時期等:以下の表参照。

名称	地区	実施時期/会場	定員	参加者数
() 障害学生支援領域				
障害学生支援研修会 [理解・実践プログラム]	東京	平成24年9月18日～19日 国立大学財務・経営センター-学術総合センター	100名	97名
	大阪	平成24年8月21日～22日 大阪府立労働センター エル・おおさか	100名	99名
障害学生支援研修会 [応用プログラム]	東京	平成24年11月7日～8日 東京国際交流館プラザ平成	50名	50名

・定量的指標(参加者の満足度)

A 80%以上

B 56%以上 80%未満

C 56%未満

各研修会における参加者満足度調査の結果

名称	地区	満足度
() 学生相談・メンタルヘルス領域		
学生相談・メンタルヘルス研修会	東京	97.9%
	大阪	100%
() 就職・キャリア支援領域		
就職・キャリア支援研修会 [基礎コース]	東京	96.9%
	大阪	100%
就職・キャリア支援研修会 [専門コース]	東京	100%
() 障害学生支援領域		
障害学生支援研修会 [理解・実践プログラム]	東京	96.7%
	大阪	99.0%
障害学生支援研修会 [応用プログラム]	東京	100%
(研修会全体の平均)		98.8%

参加者の満足度

【評定 53】 A

いずれの研修会においてもほぼ 100%に近い満足度が得られており、目標値を上回っていることが評価できる。

特に、有料化した就職・キャリア支援の専門コースにおいても 100%の満足度が得られていることが評価できる。

【(小項目)1-4-2】	(2) 学生生活支援に関する情報の収集・提供等の実施	【評定】 A																					
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>学生生活支援に関する情報を収集し、学生支援情報データベースをはじめとするインターネットや出版物等を通じて提供を行う。なお、学生支援情報データベースについては、各大学等の利用状況や要望を把握するとともに、効率化・合理化・有用性の観点から、定期的に見直し、その改善に努める。</p> <p>学生支援情報データベースについては、平成22年度中に廃止する。</p>		<table border="1"> <tr> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table> <p>実績報告書等 参照箇所</p> <p>【事業報告書】</p> <p>- 2 - (3) 学生生活支援事業 - 学生生活支援関連情報の収集・提供等に関する事業(p.38～39)</p>				H21	H22	H23	H24	A	A	A	A										
H21	H22	H23	H24																				
A	A	A	A																				
【インプット指標】																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>(中期目標期間)</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>決算額(百万円)</td> <td>289</td> <td>262</td> <td>231</td> <td>178</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従事人員数(人)</td> <td>26</td> <td>23</td> <td>21</td> <td>18</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						(中期目標期間)	H21	H22	H23	H24	H25	決算額(百万円)	289	262	231	178		従事人員数(人)	26	23	21	18	
(中期目標期間)	H21	H22	H23	H24	H25																		
決算額(百万円)	289	262	231	178																			
従事人員数(人)	26	23	21	18																			
小項目 1-4-1、1-4-2 の合計を示す。																							
決算額は、当該項目の事業に係る物件費(研修事業経費、情報等収集提供事業経費等)及び人件費の合計額である。																							
評価基準	実績		分析・評価																				
<p>学生生活支援に関する情報の収集・提供を全国就職指導ガイダンスの開催等を通じて行っているか。</p>	<p>学生生活支援に関する情報の収集・提供等を次のとおり実施した。</p> <p>「インターネットによる情報提供」</p> <p>(1)喫緊の課題として、「就職関係情報」について、機構ホームページ上の情報を常に最新の情報に更新し、学生支援に係る的確な情報の発信に努めた。</p> <p>(2)平成 23 年 3 月号をもって廃刊となった月刊「大学と学生」について、平成 16 年度から刊行している同誌バックナンバーを機構ホームページへ掲載した。</p> <p>「全国就職指導ガイダンス」</p> <p>目的: 大学、短期大学、高等専門学校卒業予定者の就職・採用に関し、就職問題懇談会「申合せ」及び日本経済団体連合会「倫理憲章」に基づいた適正な就職・採用活動について周知・徹底するとともに、学校側、企業側の双方が一堂に会して情報交換を行うことにより、就職機会の均等の確保並びに、多様な学生に対応した就職指導の充実に資する。</p>		<p>学生生活支援に関する情報の収集・提供等の状況</p> <p>【評定 54】 A</p> <p>全国就職指導ガイダンスの開催、インターネットによる情報提供等を通じて、学生生活支援に関する情報の収集と提供を行っていることが評価できる。</p> <p>また、全国就職指導ガイダンスでは、留学生の就職支援・障害学生の就職支援等・重要問題に特化したセッションを併せて開催していることが評価できる。</p>																				

実施時期及び会場:

(第1回)平成24年6月12日

東京ビッグサイト

(第2回)平成24年11月20日

神戸ポートピアホテル

対象:大学・短期大学・高等専門学校¹の就職指導担当者・留学生業務担当者・障害学生支援業務担当者、大学等関係団体、企業等の採用担当者、企業等関係団体

参加者:

(第1回)928名

(第2回)808名

協力団体等:

主催:文部科学省、就職問題懇談会、独立行政法人日本学生支援機構

協力:厚生労働省、経済産業省

後援:一般社団法人日本経済団体連合

全国就職指導ガイダンスでは、多様な学生への就職支援の推進を目的として、外国人留学生及び障害のある学生の就職支援についてのセッションを併せて実施した。

外国人留学生就職支援セッション参加者:

(第1回)151名

(第2回)155名

障害学生就職支援セッション参加者:

(第1回)150名

(第2回)143名

なお、「独立行政法人日本学生支援機構の在り方に関する有識者検討会報告書」(平成24年9月12日文部科学省)を踏まえ、就職支援等について、大学等における主体的な取組に任せる方向で見直しを検討し、文部科学省との調整により、平成25年度より全国就職指導ガイダンスを年1回開催とする見直しを行った。

	<p>「学生生活にかかるリスクの把握と対応に関するセミナー」</p> <p>目的:各大学等における学生生活にかかるリスクの把握と対応に関して、自殺・飲酒・カルトに関連する取組に焦点を当て、講演及び事例紹介を行うとともに、分科会において参加者間での意見交換を行い、各大学等の取組の促進を図る。</p> <p>実施時期及び会場: 平成 24 年 10 月 25 日～26 日 国立オリンピック記念青少年総合センター</p> <p>対象:国公立大学・短期大学・高等専門学校の理事・副学長等の執行部教職員、学生支援に携わる教員及び幹部職員(課長相当以上の職員)</p> <p>参加者:191 名</p> <p>協力団体等: 主催:独立行政法人日本学生支援機構 協力:文部科学省、国立大学法人保健管理施設協議会、全国大学メンタルヘルス研究会</p> <p>当該セミナーの企画に当たっては、大学等の実情把握のための情報収集として、事前のアンケートを行い、テーマ設定等の検討を行った。</p>	
--	---	--

【(小項目)1-4-3】 (3)心身に障害のある者への支援 【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 心身に障害のある者に関する、大学等への進学、在学、就職に関する現状、課題、支援に係るニーズの把握を行うとともに、障害学生修学支援ネットワーク事業等を推進する。	【評価】			
	A			
	H21	H22	H23	H24
	A	A	A	A
実績報告書等 参照箇所 【事業報告書】 - 2 - (3) 学生生活支援事業 - 障害のある学生への支援方策に関する調査研究等 (p.39 ~ 41)				

【インプット指標】

(中期目標期間)	H21	H22	H23	H24	H25
決算額(百万円)	87	78	66	61	
従事人員数(人)	7	7	6	7	

決算額は、当該項目の事業に係る物件費(学生の修学環境のための研究調査経費等)及び人件費の合計額である。

評価基準	実績	分析・評価
心身に障害のある者に関する、大学等における進学、在学、就職に関する現状、課題、支援に係るニーズの把握を行うための調査研究を進めているか。また、関係機関と連携した研究会やシンポジウムの開催、支援情報の提供など、障害学生修学支援事業を推進しているか。	<p>障害学生修学支援ネットワーク事業</p> <p>(1)「障害学生支援に関する検討会」の開催</p> <p>平成 24 年 6 月文部科学省高等教育局長の下に「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」が設置され、同検討会の報告を踏まえた高等教育局長からの通知(平成 24 年 12 月 25 日)を受けて、平成 25 年 3 月に「障害学生支援に関する検討会」を開催した。</p> <p>検討会において、「障害学生修学支援ネットワーク事業」の拠点校・協力機関、平成 23 年度「障害学生修学支援メニュー見直しに関する検討委員会」委員及び文部科学省とともに、今後の事業方針等について検討するなどニーズに合った支援を実施する努力をした。</p> <p>拠点校:札幌学院大学、宮城教育大学、筑波大学、日本福祉大学、富山大学、同志社大学、関西学院大学、広島大学、福岡教育大学</p> <p>協力機関:筑波技術大学、国立特別支援教育総合研究所、国立障害者リハビリテーションセンター</p> <p>検討会:平成 25 年 3 月 27 日</p> <p>内容:</p>	<p>心身に障害のある者への支援状況</p> <p>【評価】 A</p> <p>障害学生修学支援ネットワーク事業を推進するとともに、大学等における障害のある学生の修学支援に関する実態調査の実施及び結果の公表、ホームページによる情報の共有等を行う等、障害学生支援に係る理解啓発の促進及び広報活動に取り組んでいることが評価できる。</p>

「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」報告及び平成 25 年度
予算について(文部科学省)

平成 24 年度事業の概要及び平成 25 年度事業方針について(JASSO)
等

(2)障害学生修学支援ネットワーク相談事業の実施

平成 18 年 10 月より開始した相談事業を実施し、拠点校の担当者が障害
学生修学支援担当者の相談に対応した。

(3)障害学生修学支援ブロック別地域連携シンポジウムの実施

障害学生修学支援の質の向上と全国的なつながりを目指し、拠点校を中
心としたブロック別シンポジウムを開催した。各拠点校の地域の高等教育
機関関係者、高等学校関係者や企業を対象に実施するもので、下記 3 ブ
ロックで開催した。

中国・四国地区

実施時期:平成 24 年 10 月 10 日

主催:独立行政法人日本学生支援機構、広島大学

参加者:89 名

東北地区

実施時期:平成 24 年 11 月 28 日

主催:独立行政法人日本学生支援機構、宮城教育大学

参加者:53 名

関東地区

実施時期:平成 24 年 12 月 14 日

主催:独立行政法人日本学生支援機構、筑波大学・筑波技術大学

参加者:184 名

障害学生修学支援ブロック別地域連携シンポジウムは、平成 22 年度より
3 ヶ年かけ 9 拠点にて実施する計画であり、計画どおり開催された。拠点校
と地域の大学との連携が進み、また、高等学校や特別支援学校において
は、大学等が障害学生に対して実施している支援への理解が進んだ。

共催事業の実施

拠点校の関西学院大学及びひょうご発達障害者支援センターと共催で、「発達障がい学生支援研修会」を開催した。

実施時期：平成 25 年 3 月 7 日

共催：関西学院大学、ひょうご発達障害者支援センター

障害学生修学支援事例研究会の実施

障害学生修学支援における課題について、専門的な見地から情報を提供し、また、個別事例について大学等の担当者が情報交換を行い、障害学生の修学支援の充実に資することを目的として、「障害学生修学支援事例研究会」を開催した。

実施時期：平成 24 年 8 月 31 日

会場：国立オリンピック記念青少年総合センター

参加者：131 名

対象者：大学・短期大学・高等専門学校において、障害学生支援を担当している教職員（参加申込時点で 1 年以上従事する者）

関係機関の取組の情報提供

ホームページの障害学生修学支援に関するコンテンツの充実の一環として、大学等における取組事例を掲載した。

・平成 24 年度 21 件掲載

大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査

障害のある学生の今後の修学支援に関する方策を検討する上で、全国の大学、短期大学及び高等専門学校における障害学生の状況及びその支援状況について把握し、障害学生の修学支援の充実に資する目的で、毎年実施している。

平成 24 年度は、調査項目の見直し等を行い、また、各項目の概要について集計票から実態や傾向がより分かるよう整理の上、平成 25 年 3 月に公表した。（回収率 99.9%）（閉校となる私立大学 1 校が未回答）

障害学生支援に係る理解啓発の促進、広報活動

(1)平成 23 年度に改訂版を発行した「教職員のための障害学生修学支援ガイド」及び「障害学生支援についての教職員研修プログラム DVD &

	<p>Power Point」を平成 24 年度全国就職指導ガイダンス等で DVD を放映することにより広く周知し、活用の促進に努めた結果、障害学生支援に関する論文や、各地で開催された障害学生支援に関する講演会等で活用された。</p> <p>(2)「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」の結果や機構における障害学生支援の取組等、障害学生修学支援に関する情報について、ホームページ、専門誌、業界誌への掲載を進めるとともに、大学等に対する講演や情報の提供に積極的に対応した。</p>	
--	---	--